

第3期

宿毛市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

宿毛市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
第2章 宿毛市の子ども・子育てを取り巻く環境	3
1 統計による宿毛市の状況.....	3
(1) 総人口の推移と推計.....	3
(2) 出生数の推移.....	4
(3) 世帯数の推移.....	4
(4) 就労率の推移.....	6
(5) 未婚率の推移.....	6
2 アンケート調査結果.....	7
(1) 調査の概要.....	7
(2) 母親の就労状況.....	8
(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況.....	9
(4) 病児・病後児保育施設の利用意向.....	10
(5) 平日の放課後の過ごし方について.....	11
第3章 計画の基本的な考え方	13
1 基本理念.....	13
2 基本視点.....	14
3 基本目標.....	15
4 施策体系.....	16
第4章 教育・保育事業の整備	17
1 教育・保育提供区域の設定.....	17
(1) 教育・保育提供区域.....	17
(2) 教育・保育の認定.....	17
2 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	18
(1) 施設型事業.....	18
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	20

(1) 相談支援事業	20
(2) 訪問系事業	21
(3) 通所系事業	22
(4) その他事業	25
4 総合的な子どもの放課後対策の推進	30
(1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	30
(2) 放課後子ども教室の実施計画	31
(3) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携型または 校内交流型の目標事業量と推進に関する具体的な方策	31
(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設等の活用	31
(5) 教育委員会と福祉部局の連携	31
(6) 特別な配慮が必要な児童について	32
(7) 放課後児童クラブの質の向上	32
第5章 施策の展開	33
基本目標1 教育・保育の充実	33
基本目標2 子育て支援の充実	36
基本目標3 健やかな成長のために	45
基本目標4 要保護・要支援児童支援への取組の推進	48
基本目標5 子どもと家族の健康増進	53
基本目標6 子どもの安全の確保	58
基本目標7 仕事と家庭生活の調和の推進	61
第6章 計画の推進体制	63
1 計画の推進に向けて	63
2 市町村間の調整や県との連携	63
3 計画の評価・確認等	63
資 料 編	65
1 策定経過	65
2 宿毛市子ども・子育て支援会議条例	66
3 宿毛市子ども・子育て支援会議委員名簿	68



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では少子化・核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化など、子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しています。平成15年7月の「次世代育成支援対策推進法」制定、平成24年8月の「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法成立、平成27年4月からは「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。その後も、平成28年4月の「子ども・子育て支援法」改正、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定、平成30年7月の「児童虐待防止対策強化に向けた緊急総合対策」決定、同年9月の「新・放課後子ども総合プラン」策定、令和元年10月からは幼児期の教育・保育の無償化と多くの施策を打ち出してきました。

宿毛市においても、平成27年3月に「第1期宿毛市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第1期計画」という。）」、令和2年3月に「第2期宿毛市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保し、地域と一体となって「子育て」「子育て」の支援に取り組んできました。

しかしその後も、少子化の進行に歯止めがかかっておらず、令和5年の我が国における合計特殊出生率は1.2と、統計を取り始めて以降最も低い数値となりました。

女性の社会進出に伴って保育ニーズは増加し、共働き家庭の増加による子育てと仕事の両立の問題が起こり、核家族化、地域とのつながりの希薄化など、子育てを取り巻く環境は厳しくなっています。さらに、子どもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど、子どもの権利を脅かす問題も注目されています。

この5年間の子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化として、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、こどもの利益を最優先に考えた政策や取組を国の中心として据える「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。令和5年4月には、こども基本法の施行、こども家庭庁の創設、同年12月にはこども大綱が閣議決定し、こども政策を総合的に推進するための基本方針が示されました。こども家庭庁を司令塔とした新体制のもと、こども誰でも通園制度等の新事業の創設や児童手当の拡充などが進められました。

これらのことを受け、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体として、国の動向や方向性を踏まえつつ、子どもや子育てを取り巻く環境の変化に対応するため、第2期計画の進捗状況と課題を総括し、個々の施策をより発展させるために、「第3期宿毛市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられ、次世代育成支援対策推進法に基づく「宿毛市次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものです。

また、本計画は宿毛市の地域活性化や生活環境の整備などの指針を示す「宿毛市振興計画」を上位計画として位置づけ、子育てに関する地域全体での支援・サービスや環境整備の指針を示す部門計画となります。

さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正により、貧困対策計画の策定が市町村の努力義務となったことから、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「子どもの貧困対策計画」を包含する計画とします。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

なお、国における法制度の改正や社会情勢、宿毛市の変化、子育て家庭のニーズなどに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期宿毛市子ども・子育て支援事業計画									
					第3期宿毛市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

有識者や教育・保育関係者などから構成される「宿毛市子ども・子育て支援会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行いました。重要事項については、関係機関と協議し、子ども・子育て支援会議との調整・連携を図り、計画書に反映しました。

また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和6年3月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努めました。

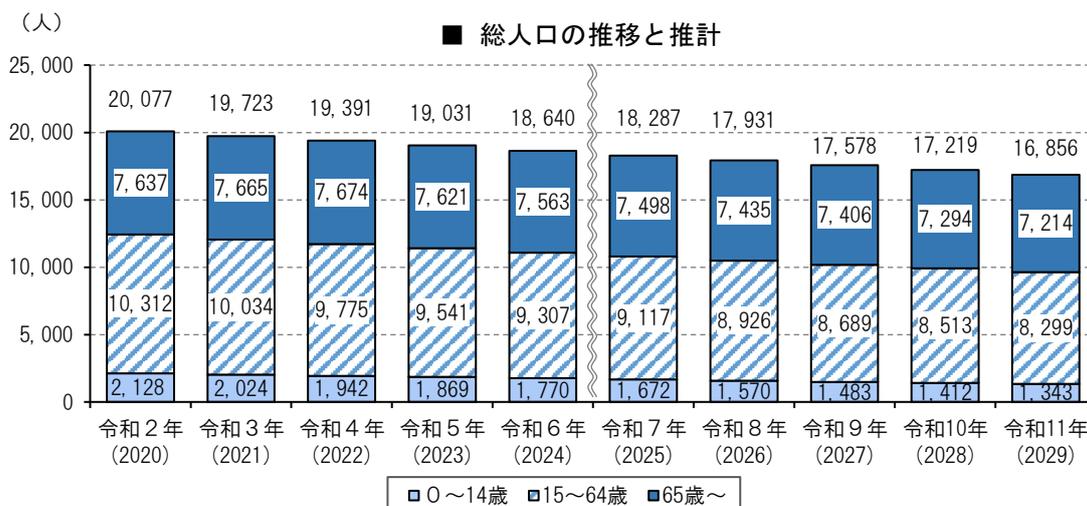


第2章 宿毛市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 統計による宿毛市の状況

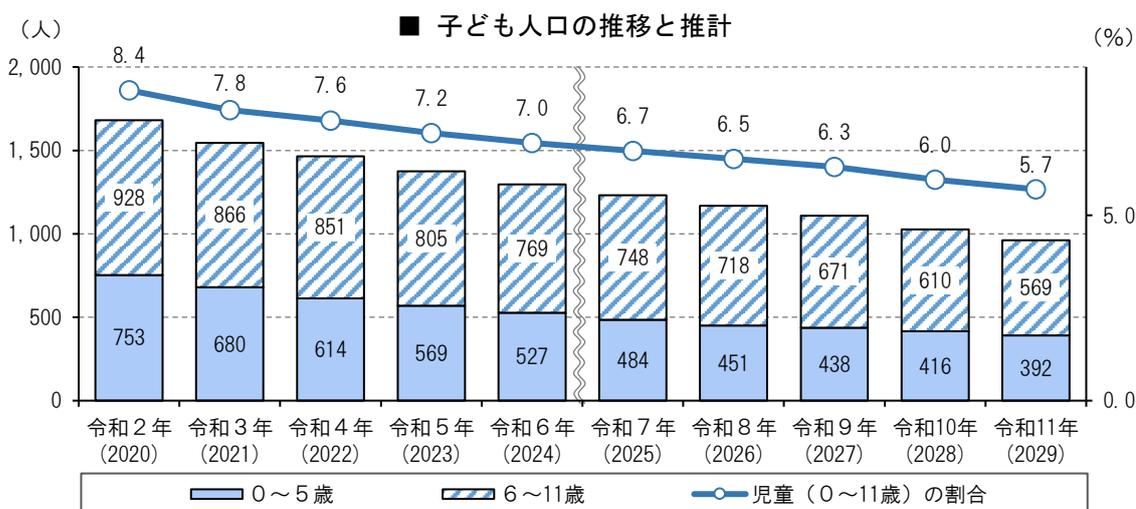
(1) 総人口の推移と推計

〇本市の人口は減少傾向にあります。3階級別人口をみると、令和2年以降、老年人口（65歳以上）、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）ともに減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）。推計値はコーホート変化率法による推計

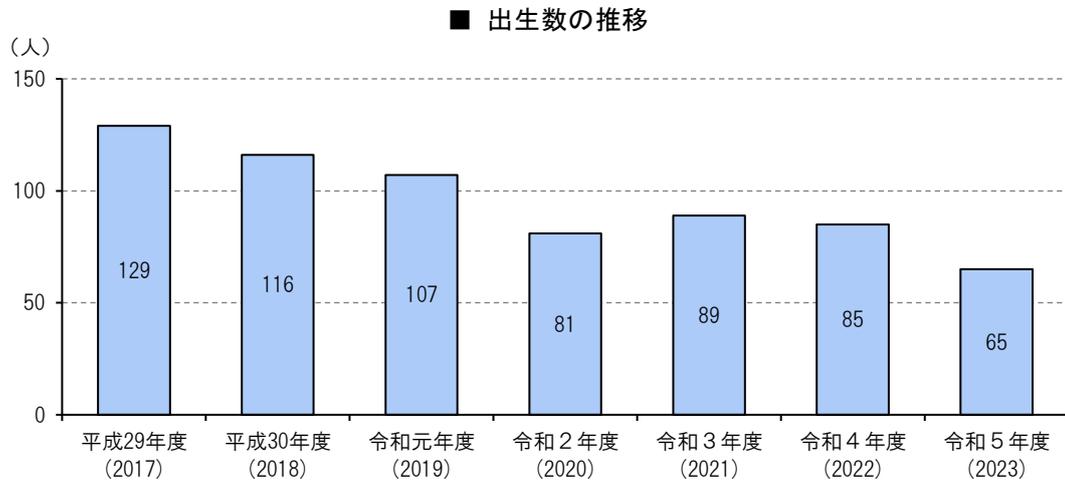
〇令和2年以降の子ども人口（就学前児童及び小学生）の減少が続いていることから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下を続け、令和6年には7.0%となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）。推計値はコーホート変化率法による推計

(2) 出生数の推移

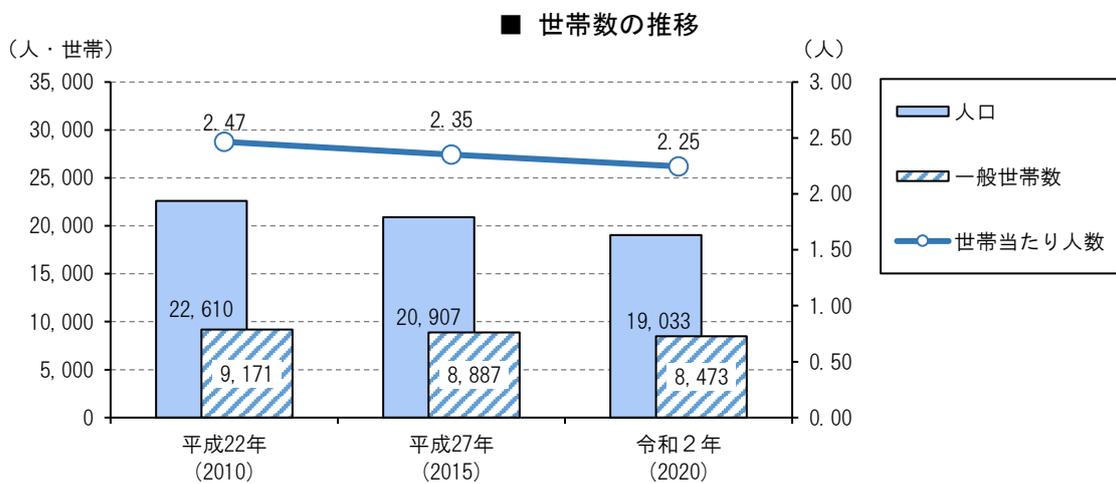
○本市の出生数は令和2年度に100人を下回り、令和5年度は65人となっています



資料：宿毛市人口推移

(3) 世帯数の推移

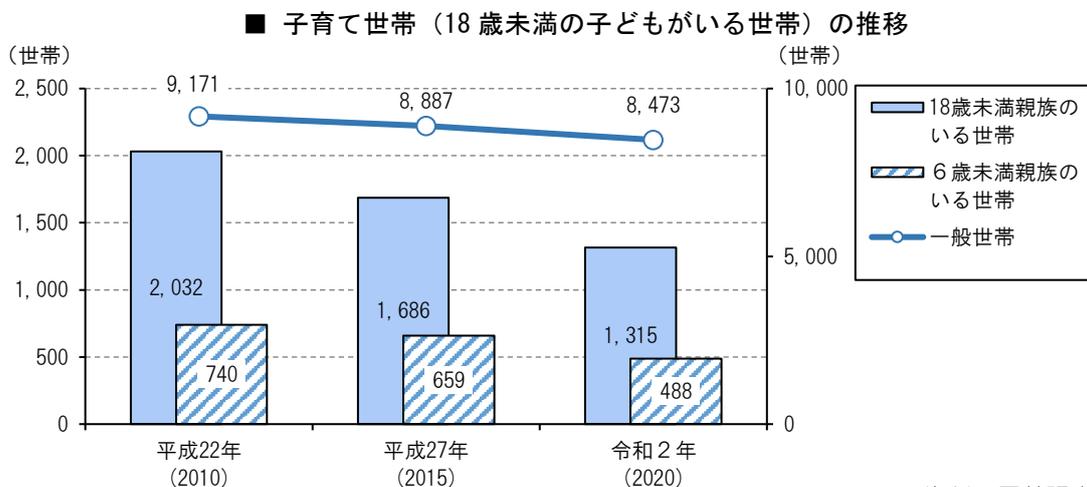
○平成22年から令和2年までの人口と世帯数の推移をみると、人口、世帯数ともに減少しています。人口の減少が世帯数の減少を上回っているため、世帯当たり人数も減少しています。



資料：国勢調査

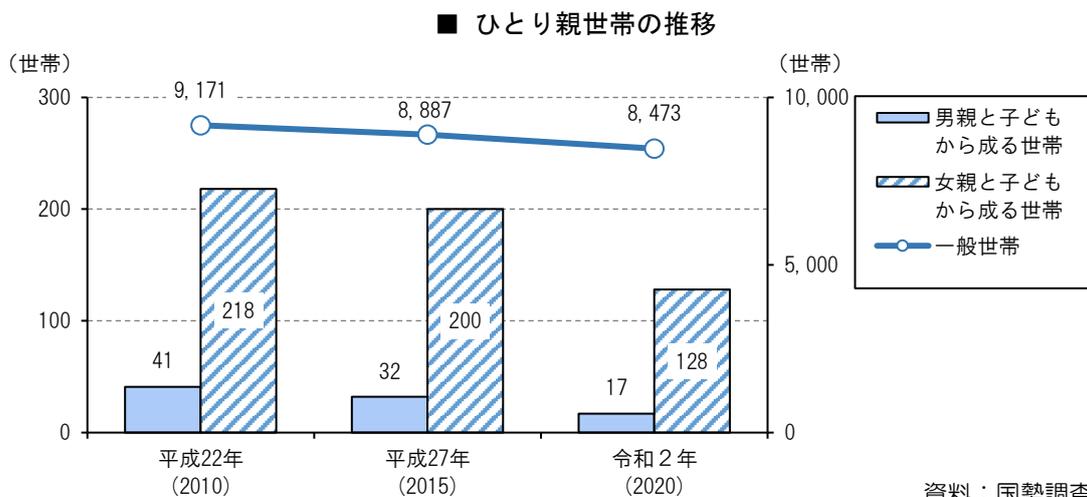


○平成22年から令和2年までの子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯いずれも減少しています。



資料：国勢調査

○ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯はともに減少しています。

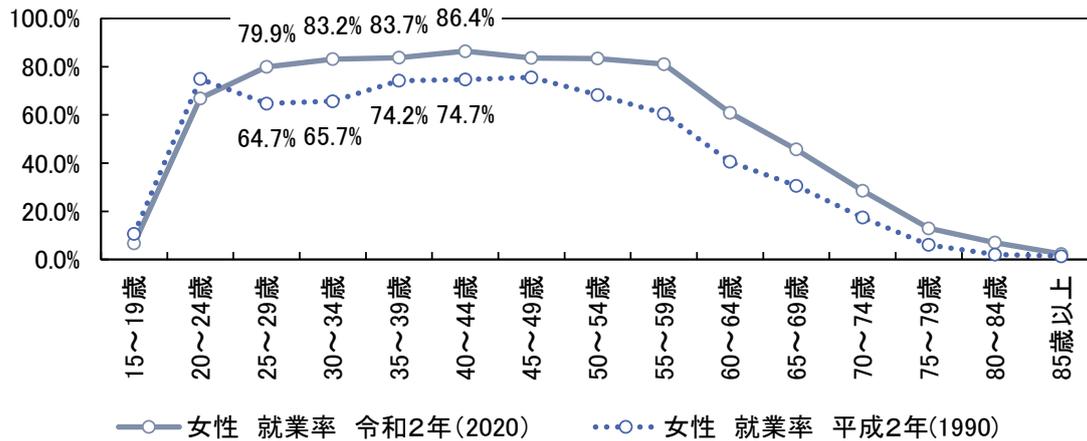


資料：国勢調査

(4) 就労率の推移

○女性の年齢別就労率を平成2年と令和2年で比較すると、子どもの育児（子育て）期間中に減少するM字カーブは令和2年にはみられなくなっています。

■ 女性の年齢別就労率

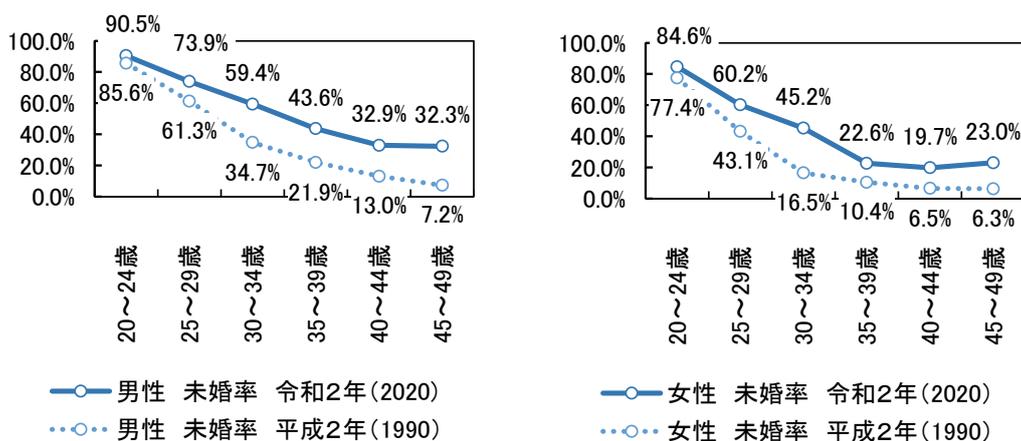


資料：国勢調査

(5) 未婚率の推移

○性年齢区別の未婚率を平成2年と令和2年で比較すると、いずれの年齢区分においても未婚率が増加しており、特に男性の未婚率が高くなっています。

■ 性年齢区別の未婚率の推移



資料：国勢調査



2 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

1. 調査目的

本調査は、本計画の策定にあたって、本市における教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

2. 調査の実施について

・就学前児童の保護者

対象者	令和6年1月31日現在、市内に在住する就学前児童（0～5歳）の保護者
実施期間	令和6年2月15日～令和6年3月8日
実施方法	保育園・幼稚園を通しての配布回収。一部郵送による配布回収。

・就学児童の保護者

対象者	令和6年1月31日現在、市内に在住する小学1年生から4年生の保護者
実施期間	令和6年2月15日～令和6年3月8日
実施方法	小学校を通しての配布回収。

3. 有効回答件数及び回答率

調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	465件	343件	73.1%
就学児童の保護者	433件	333件	76.9%

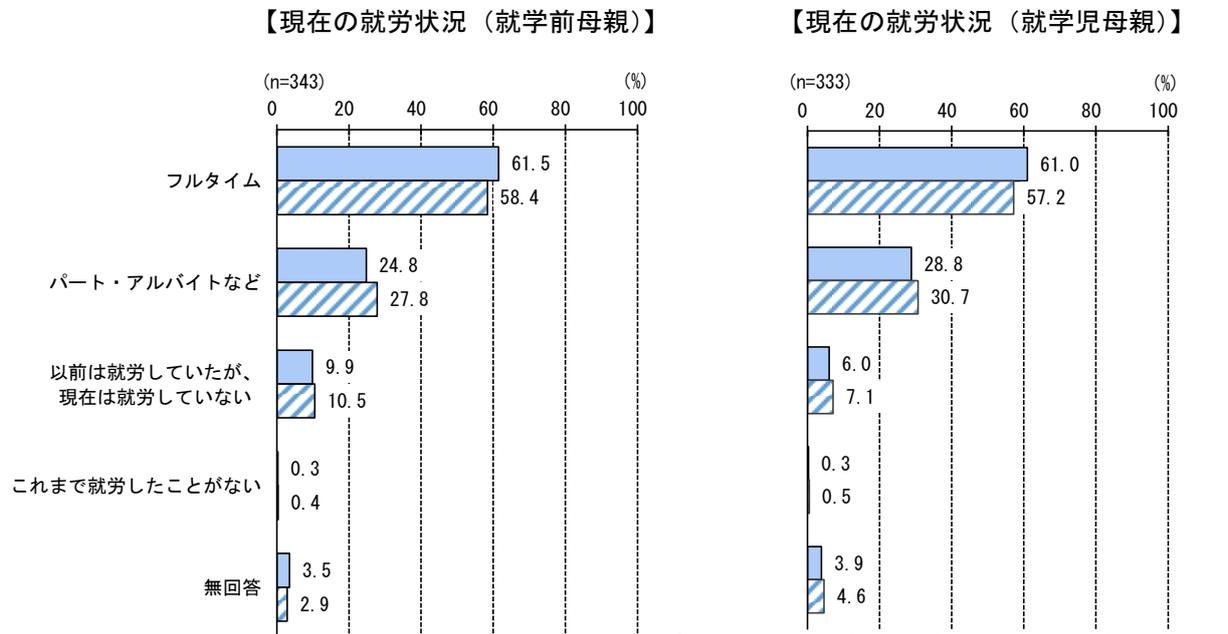
(2) 母親の就労状況

○母親の現在の就労状況について、就学前児童では「フルタイム」が61.5%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなど」が24.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が9.9%となっています。

○就学児童では、「フルタイム」が61.0%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなど」が28.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が6.0%となっています。

○前回調査と比較すると、「フルタイム」は就学前児童で3.1ポイント、就学児童では3.8ポイント増加しています。

■ 母親の就労状況



上段:今回調査 下段:前回調査

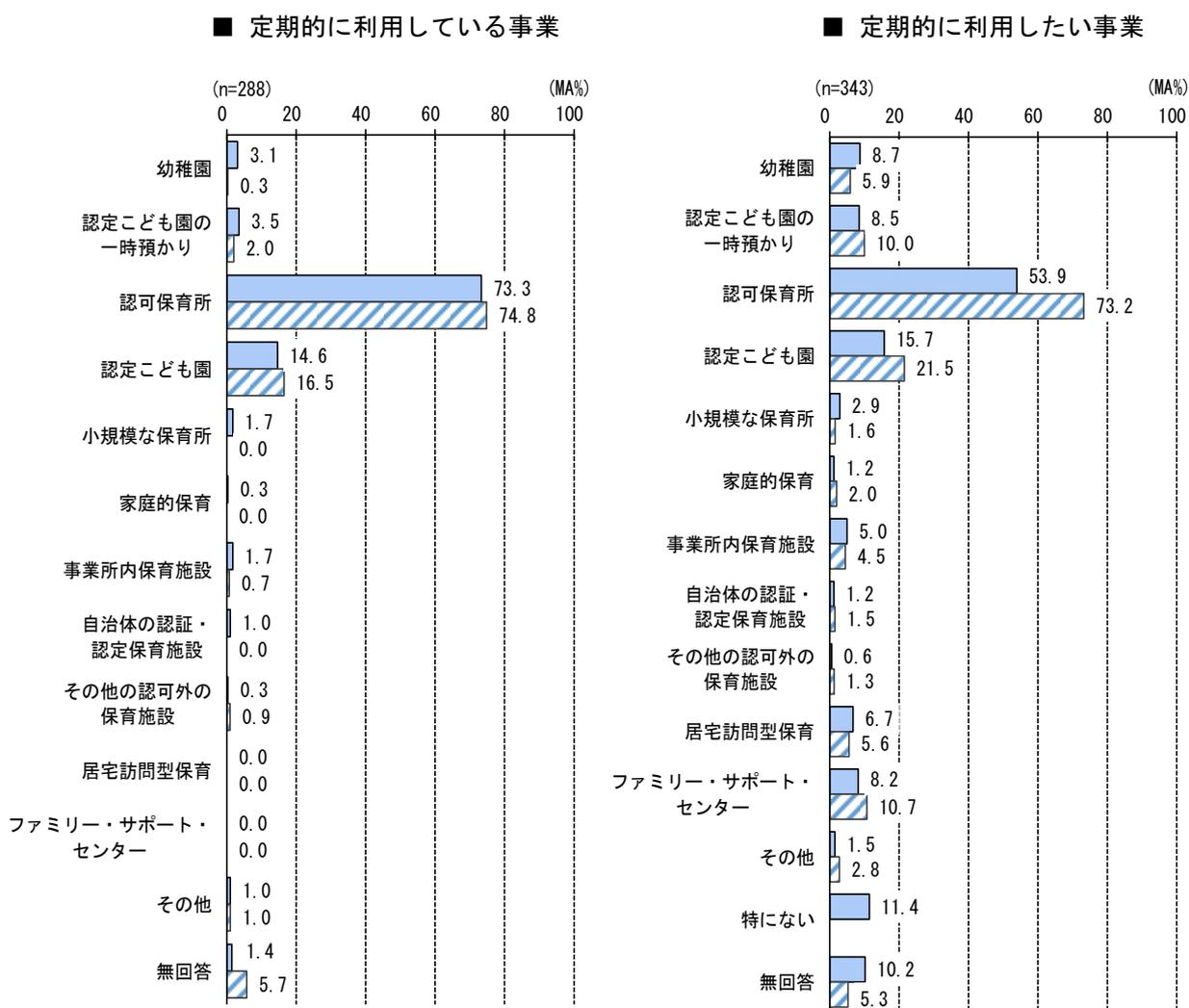
(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況・利用意向

○定期的に利用している事業について、「認可保育所」が73.3%で最も多く、次いで「認定こども園」が14.6%、「認定こども園の一時預かり」が3.5%となっています。

○前回調査と比較すると、「認可保育所」が1.5ポイント、「認定こども園」が1.9ポイント減少しています。

○定期的に利用したい事業について、「認可保育所」が53.9%で最も多く、次いで「認定こども園」が15.7%、「特にない」が11.4%となっています。

○前回調査と比較すると、「認可保育所」が19.3ポイント、「認定こども園」が5.8ポイント減少し、「幼稚園」が2.8ポイント増加しています。



上段:今回調査 下段:前回調査

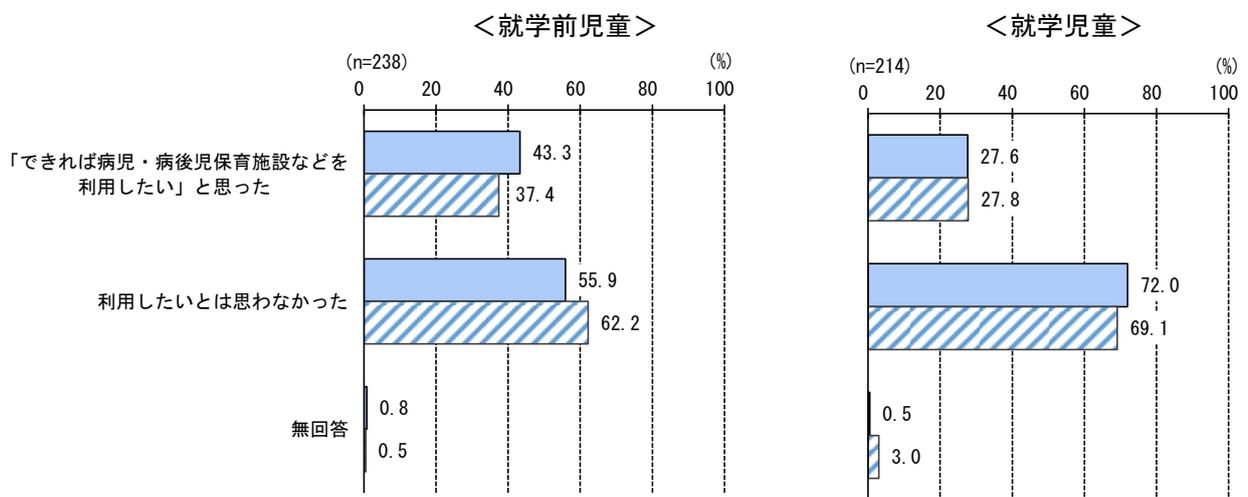
(4) 病児・病後児保育施設の利用意向

○病児・病後児保育施設の利用意向について、就学前児童では「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」と思った」が43.3%、「利用したいとは思わなかった」が55.9%となっています。

○就学児童では、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」と思った」が27.6%、「利用したいとは思わなかった」が72.0%となっています。

○前回調査と比較すると、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」と思った」は就学前児童で5.9ポイント増加しています。

■ 病児・病後児保育施設の利用意向



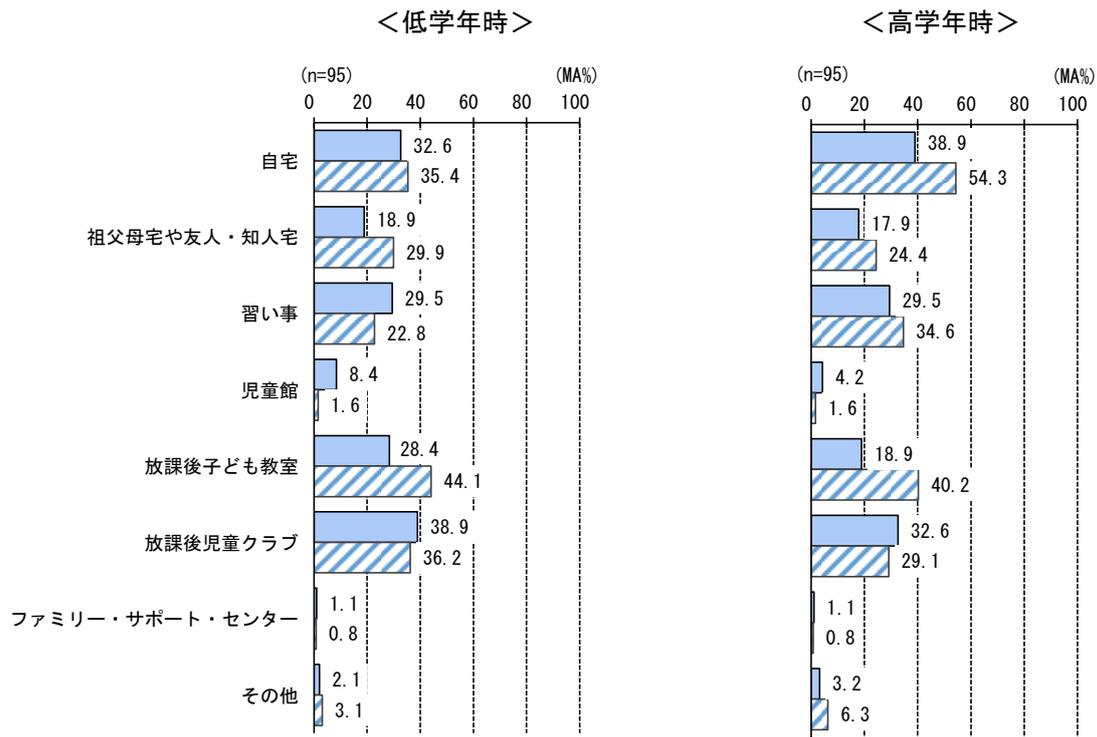
上段:今回調査 下段:前回調査



(5) 平日の放課後を過ごさせたい場所

○小学校低学年の放課後の時間を過ごさせたい場所について、「放課後児童クラブ」が38.9%で最も多く、次いで「自宅」が32.6%、「習い事」が29.5%となっています。
 ○小学校高学年の放課後の時間を過ごさせたい場所について、「自宅」が38.9%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が32.6%、「習い事」が29.5%となっています。

■ 平日の放課後を過ごさせたい場所



上段:今回調査 下段:前回調査



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すくすく健やかに育つ育てるまちづくり

宿毛市では、子どもたちは本市の宝であり、将来の担い手として健やかに未来に羽ばたけるよう、その育ちを社会全体で支えていくという覚悟と決意を持って、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートすると同時に、「第1期宿毛市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境を取り巻く課題に取り組んできました。

その根源的な考え方としては、次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）における「保護者のニーズに対応した子育て支援の充実による“少子化対策”」という視点と、「子どもにとっての幸せを念頭に置いた“子育て環境の整備”」という両者の視点から子育て支援を充実していくことに重点をおき、家庭・地域・企業が一体となって子育ての総合的な取組を推進してきました。

子どもの育ちに何より大切なのは、“心豊かな家族としっかりとした家庭を築くこと”です。そのために地域社会が担う重要な役割は、保護者が責任を持って子育てを担うことを前提としつつ、その役割を果たせるように社会全体で支えていくことです。そこで第2期計画においては、社会全体での子育て環境をより一層充実させることを目的として「すくすく健やかに育つ育てるまちづくり」を基本理念に掲げて子育て支援を推進してきました。

引き続き、社会全体でのさらなる子育て環境の充実を目指すため、本計画においても、この基本理念を引き継ぐこととします。

2 基本視点

以下の3つの基本的な視点をもとに、基本理念に基づく各施策を実施します。

基本視点1 子育てしやすい環境づくり

- ◇家庭は、教育の原点であり出発点であるという認識のもと、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援を進めていきます。
- ◇保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていきます。

基本視点2 健やかに育つ環境づくり

- ◇一人ひとりがかげがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することを、社会全体の責任として取り組みます。
- ◇必要な場合には、社会的養護に係る措置を適切に講じ、子どもの健やかな育ちを保障していきます。

基本視点3 社会全体で子どもを育てる環境づくり

- ◇子育て環境が大きく変化しており、子どもたちが健やかに育つためには、地域全体で子育てを支援する環境づくりを進めることが課題となっています。子どもが安全に安心して暮らすことのできる、多様な保育環境を整備するとともに、生活環境整備を推進していきます。
- ◇社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て環境を取り巻く変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。性別等にかかわらず、男性も女性も、仕事と家庭生活を両立できるようワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報提供や意識啓発に努めます。



3 基本目標

基本目標1 教育・保育の充実

幼児期の教育・保育事業の一体的な提供が図られるよう保育サービスの充実など保育環境の整備に努めます。

基本目標2 子育て支援の充実

子育てをするすべての人の育児不安や負担を軽減できるよう、さまざまな子育て支援サービスの充実やきめ細かな支援を行うとともに、地域全体における子育て支援を推進します。

また、貧困などの事情により社会的な支援が必要な子どもへの支援に取り組みます。

基本目標3 健やかな成長のために

これから親になっていく世代が、子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、学校・地域・家庭の教育環境の整備を進めます。

基本目標4 要保護・要支援児童支援への取組の推進

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援の推進、障害児施策の充実等、専門的技術・知識を要する子どもや家庭への支援に取り組みます。

基本目標5 子どもと家族の健康増進

母親が安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに成長できるよう、子育てに関する情報提供や小児医療の体制の充実等、思春期から妊娠・出産、乳幼児までの一貫した育児支援や保健事業を通して、安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めます。

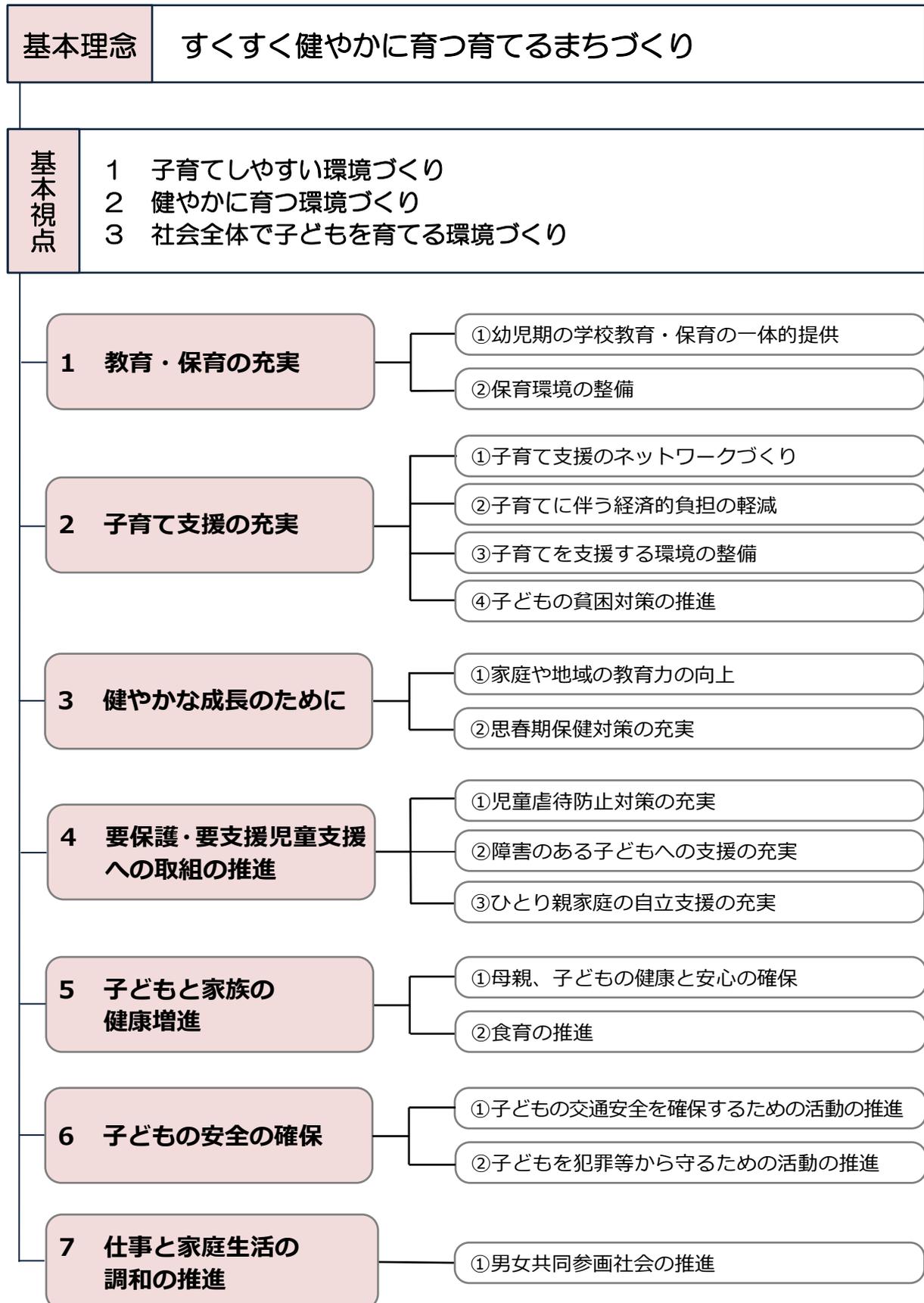
基本目標6 子どもの安全の確保

子どもを安心して生み育てることができるとともに、子どもの安全を確保するため、地域における防犯活動等の取組、犯罪被害から子どもを守るための取組を推進します。

基本目標7 仕事と家庭生活の調和の推進

仕事と家庭生活における調和を目指し、制度や社会全体におけるワーク・ライフ・バランスの周知に努めます。

4 施策体系





第4章 教育・保育事業の整備

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、それぞれの区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

この教育・保育提供区域は地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）であり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本市で小学校区での設定をすることは、区域ごとでの量の調整や確保が難しいこと、区域ごとに教育・保育施設に差があることなどから望ましくないと考えられます。

市全体を一つの教育・保育提供区域とすることで、「自宅近くで教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用ができない」というデメリットはあるものの、地域性、教育・保育施設の整備状況を踏まえ、現状の子育て支援施策を勘案すると、本市では小学校区に限らない柔軟な対応が求められます。

本市の教育・保育提供区域を1区域（全市）と設定し、効率的に資源を活用でき、柔軟な対応が可能となるとともに地域のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備に努めます。

(2) 教育・保育の認定

子ども・子育て支援新制度では、年齢や保育の必要性など3つの認定区分に応じて、幼稚園や認定こども園等の利用できる施設が決まります。

施設の利用を希望する場合は、この認定を受ける必要があり、認定区分の内容や利用できる施設については以下ようになります。

認定区分		主な対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	・ 幼稚園 ・ 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	・ 保育所 ・ 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業

2 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設（認定こども園）

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。本市の認定こども園は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ幼稚園型です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。

確保方策

○1号認定の量の見込みに対しては、認定こども園の提供体制で十分確保できる見通しとなっています。

■ 教育施設（認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	13	14	10	9	5
1号認定	13	14	10	9	5
2号認定（教育）	0	0	0	0	0
②提供量	30	30	30	30	30
認定こども園	30	30	30	30	30
幼稚園					
確認を受けない幼稚園					
乖離（②－①）	17	16	20	21	25

■ 教育施設（認定こども園）の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	7	7	6	6
1号認定	8	7	7	6	6
2号認定（教育）	0	0	0	0	0
②確保方策	15	15	15	15	15
認定こども園	15	15	15	15	15
幼稚園					
確認を受けない幼稚園					
乖離（②－①）	7	8	8	9	9

② 保育施設（認定こども園、認可保育所）

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

確保方策

○2号認定、3号認定の量の見込みに対しては、認定こども園、認可保育所の提供体制で十分確保できる見通しとなっています。

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	628	600	548	515	456
2号認定（保育）	388	379	348	332	285
3号認定	240	221	200	183	171
0歳	55	41	50	48	36
1・2歳	185	180	150	135	135
②提供量	845	845	766	766	766
2号認定（保育）	532	532	461	461	461
3号認定	313	313	305	305	305
0歳	52	52	58	58	58
1・2歳	261	261	247	247	247
乖離（②－①）	217	245	218	251	310

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	430	401	388	368	347
2号認定（保育）	258	242	221	208	192
3号認定	172	159	167	160	155
0歳	61	61	60	57	55
1歳	41	50	48	47	45
2歳	70	48	59	56	55
②確保方策	706	706	706	706	706
2号認定（保育）	421	421	421	421	421
3号認定	285	285	285	285	285
0歳	61	61	61	61	61
1歳	112	112	112	112	112
2歳	112	112	112	112	112
乖離（②－①）	276	305	318	338	359

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健、その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

確保方策

○本市では、平成29年度から子育て世代包括支援センターで母子保健型事業を実施してきました。令和6年度にこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉を一体的に実施する体制へと移行しています。今後もさらに充実した支援となるように実施していきます。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型 (か所)	0	0	0	0	0
母子保健型 (か所)	1	1	1	1	1

■ 利用者支援事業の確保方策

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター型 (か所)	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

確保方策

○子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流ができるよう、交流の場の提供、子育ての相談と援助の実施、情報の提供、子育て講演等を実施していきます。

○過去5年間の利用実績から現在の供給体制及び供給量で充足していると考えられるため、引き続き現体制での事業提供を行いつつ、ニーズに応じて、現施設の拡充もしくは新たな事業の実施を検討します。



■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数（か所）	1	1	1	1	1
総利用者数（人回）	8.37	7.71	7.34	7.16	7.00

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置数（か所）	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	1	1	1	1	1
その他（ひろば等）	0	0	0	0	0
その他（国基準に満たない子育て支援の場）	0	0	0	0	0
量の見込み（人回）	6	6	6	6	5

（2）訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業です。

確保方策

○現在、保健師で事業を実施しており、引き続き、地区担当保健師による訪問を実施します。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数（人）	82	88	84	65	65

■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込み

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	65	70	80	90	100

② 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対し、養育が適切に行われるよう、保健師等の専門職が家庭を訪問し、相談・指導・助言・その他の必要な支援を行います。

確保方策

○現在、保健師等の専門職で事業を実施しており、引き続き、こども家庭センターと連携して作成するサポートプランに基づき、訪問支援を実施します。

■ 養育訪問事業の利用状況の推移

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問世帯数（世帯）	56	60	32	31	31
延べ訪問数（人）	172	162	98	89	85

■ 養育訪問事業の量の見込み

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	108	104	101	96	92

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病や就労等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業で、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業を行っています。

確保方策

○現在、児童養護施設「若草園」に委託して実施しています。引き続き、短期支援事業の委託先を拡充し、利用を促進するための周知啓発を実施します。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数（か所）	1	1	1	1	2
利用者数（人日/年）	2	17	4	5	16

■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置数（か所）	2	2	3	3	3
①量の見込み（人日）	15	15	20	20	20
②確保方策（人日）	20	20	30	30	30
乖離（②－①）	5	5	10	10	10

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

確保方策

○幼稚園型について、現在本市においては認定こども園の預かり時間を延長することでニーズに対応しており、アンケート調査からも“一時預かり”としてのニーズは出てきていません。今後も引き続き、預かり時間を延長することでニーズに対応します。

○幼稚園型以外について、現在本市では“一時預かり”としての事業は実施していませんが、預かり時間を延長することでニーズに対応しており、今後も引き続き、ニーズがあった場合には随時対応します。

③ 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

確保方策

○令和6年度より事業を開始しています。延長保育を実施している施設は2か所ありますが、そのうち1か所は利用者数が少なく、子ども・子育て支援事業の対象となっていない。現状の体制を維持することで、提供体制を確保します。

■ 延長保育事業（時間外保育事業）の利用状況の推移

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（か所）	0	0	0	0	1
①利用者数（人）	0	0	0	0	12
②提供量（人）	0	0	0	0	12
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

■ 延長保育事業（時間外保育事業）の量の見込みと確保方策

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数（か所）	1	1	1	1	1
①量の見込み（人）	10	10	10	10	10
②確保方策（人）	10	10	10	10	10
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

④ 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にある児童について、保護者が就労等で児童を看ることができない場合において、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。利用にあたっては、事前の利用登録と医師による診療が必要となる場合があります。

確保方策

- 現在、体調不良時対応型を1か所（認定こども園）で実施しています。
- 病児保育事業を実施するには、施設整備に加え医療機関との連携も必要なことから、現段階では新たな事業実施の見通しは立っていませんが、病児保育に対するニーズは高い状況にあるため、今後も新たな事業の実施に向けて検討していきます。

■ 病児・病後児保育事業（体調不良時対応型）の利用状況の推移

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（か所）	0	0	0	1	1
①利用者数（人日）	0	0	0	20	36
②提供量（人日）	0	0	0	20	36
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

■ 病児・病後児保育事業（体調不良時対応型）の量の見込みと確保方策

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数（か所）	1	1	1	1	1
①量の見込み（人日）	33	31	30	28	27
②確保方策（人日）	242	241	243	242	245
乖離（②－①）	209	210	213	214	218

(4) その他事業

① ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。保育施設への送迎や開始前や終了後または放課後の児童の預かり、保護者が病気や急用等の場合の児童の預かりなどが一般的です。

確保方策

- 現在、本市ではファミリー・サポート・センター事業を実施していません。
- ニーズ調査から算出した量の見込みは、5年前の調査時点より少し増えています。利用を希望する家庭は少数かもしれませんが、令和7年度以降のできるだけ早い時期の事業開始に向けて準備を進めていきます。

■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の量の見込みと確保方策

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	60	60	60	80	80
②確保方策（人日）	30	60	60	80	80
乖離（②－①）	△30	0	0	0	0

② 子育て世帯訪問支援事業（新規）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える事業です。

確保方策

- 家庭内に直接支援を行うことで負担感を軽減し、虐待リスクの高まりを抑制していきます。
- 家事や養育の援助を必要とする家庭に、支援者を派遣する体制を整備します。

■ 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）		150	150	150	150
②確保方策（人日）		150	150	150	150
乖離（②－①）		0	0	0	0

③ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、母子保健法に基づき実施する妊婦健康診査を行う事業です。

確保方策

- 母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票（14回分）及び妊婦精密健康診査受診票（1回分）を交付し、適切な時期に受診できるよう勧奨します。
- 医療機関と連携し、妊婦が安心・安全に妊娠期を過ごせるよう支援します。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診券配布件数（件）	88	80	79	63	80
一人あたりの健診回数（回）	10	12	12	11	11
健診回数（受診人数×一人あたりの回数）	867	951	889	647	864

■ 妊婦健康診査事業の量の見込み

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診券配布件数（件）	73	70	68	65	62
一人あたりの健診回数（回）	11	12	11	11	11
健診回数（受診人数×一人あたりの回数）	789	774	733	685	670

④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

- 現在、本市では実施しておりませんが、今後は状況に応じて検討していきます。

⑤ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

確保方策

○現在、本市では実施しておりませんが、今後は状況に応じて検討していきます。

⑥ 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

確保方策

○現在は実施の予定はありませんが、他の関係部署や機関の方と協議していきます。

■ 児童育成支援拠点事業の確保方策

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策（人）	0	0	0	0	0

⑦ 親子関係形成支援事業（新規）

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

確保方策

○心理専門職の確保（雇用等）を検討し、事業の実施を目指します。

■ 親子関係形成支援事業の確保方策

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策（人）	0	20	20	20	20

⑧ 妊婦等包括相談支援事業（新規）

妊婦等に対して面談、その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

確保方策

○利用者支援事業および乳児家庭全戸訪問事業の機会を通して、すべての妊婦に対して包括的に支援を実施します。

■ 妊婦等包括相談支援事業の利用状況の推移

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ回数（回）	0	0	167	139	137

■ 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（回）	160	154	149	143	136
こども家庭センター	88	84	82	78	74
その他（業務委託等）	72	70	67	65	62
②確保方策（回）	160	154	149	143	136
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

⑨ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度・新規）

0歳6か月～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。令和8年度から本格実施される予定となっています。

確保方策

○令和8年度からの事業実施に向けて、体制を整備していきます。

■ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保方策

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）		4	4	4	4
0歳		3	3	3	3
1歳		1	1	1	1
2歳		0	0	0	0
②確保方策（人日）		4	4	4	4
0歳		3	3	3	3
1歳		1	1	1	1
2歳		0	0	0	0
乖離（②－①）		0	0	0	0



⑩ 産後ケア事業（新規）

より安心・安全な子育て環境を整えるため、産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、助産師、保健師または看護師等が心身のケアや育児のサポート等を行います。

具体的には、病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施する「宿泊型」、個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施する「通所型」、担当者が利用者の自宅に赴いて実施する「訪問型」の3つがあります。

確保方策

○産科医療機関に産後ケア事業（宿泊型・通所型）を委託するとともに、訪問型も継続して実施します。利用を希望する方や利用することが望ましい方が事業につながるよう、事業の周知及び利用勧奨を行いません。

■ 産後ケア事業の利用状況の推移

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数（人日）	15	51	49	51	-

■ 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	141	135	131	125	120
②確保方策（人日）	141	135	131	125	120
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

4 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

確保方策

○放課後児童クラブは、宿毛小学校と山奈小学校で実施しています。令和3年度の小学校統合にあわせ、新しく施設整備を行ったことで、受け入れ可能な人数を増やしています。特別な配慮を必要とする児童が増えており、関係機関との連携強化や、放課後児童支援員の人材確保が課題となっています。保護者の要望に応じた開所時間等についても引き続き検討していきます。

■ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2
①総利用者数	79	89	92	101	102
低学年	71	76	79	89	91
1年生	24	35	33	40	40
2年生	33	19	31	31	32
3年生	14	22	15	18	19
高学年	8	13	13	12	11
4年生	7	6	6	5	5
5年生	1	7	2	5	4
6年生	0	0	5	2	2
②提供量	80	90	100	113	113
乖離（②－①）	1	1	8	12	11



■ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2
①量の見込み	97	91	79	74	71
低学年	85	79	68	63	61
1年生	40	35	28	30	29
2年生	29	29	25	20	22
3年生	16	15	15	13	10
高学年	12	12	11	11	10
4年生	6	5	5	5	4
5年生	4	5	4	4	4
6年生	2	2	2	2	2
②確保方策	113	113	113	113	113
乖離（②－①）	16	22	34	39	42

（2）放課後子ども教室の実施計画

地域の実情に応じた仕組みのもとで、地域の方々の参画を得て、地域と学校が連携・協働し、学習やささまざまな体験・交流の場を子どもたちに提供できるよう取り組んでいます。

現在、放課後子ども教室は小筑紫小学校区、大島小学校区、咸陽小学校区、平田小学校区の4か所で実施しており、令和7年度からも引き続き実施します。

（3）放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携型または校内交流型の目標事業量と推進に関する具体的な方策

各地域の実情にあわせた「放課後子ども教室推進事業」の取組を活用し、関係団体と連携して、校区以外の放課後児童クラブの児童も放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう努めます。連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量（令和11年度まで）を1か所とします。

（4）放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設等の活用

小学校の余裕教室や公共施設等を放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に活用するため、事業の実施主体となる教育委員会と福祉部局が学校関係者などと協議する場を設け、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の必要性や意義等について理解を深めるよう努めます。

（5）教育委員会と福祉部局の連携

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたっては、実施主体となる教育委員会は活動の実施状況や課題について、福祉部局との情報共有を図ります。



(6) 特別な配慮が必要な児童について

特別な配慮を必要とする児童については、こども家庭センター等の関係機関との連携強化を進め、必要な支援についての検討を行うよう努めます。

(7) 放課後児童クラブの質の向上

放課後児童クラブは、単に保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童などとの交わりを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものです。

これらの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童支援員への研修を充実させると共に、不適切な育成支援の防止に向けた取組等、引き続き検討していきます。



第5章 施策の展開

基本目標1 教育・保育の充実

施策（1）幼児期の学校教育・保育の一体的提供

- 教育・保育の一体的な提供に関して、以下の点に配慮する必要があり、保育所・幼稚園の統廃合や保護者の利便性という考え方だけではなく、教育・保育の質の向上や子どもの成長といった観点を大切にする必要があります。
- 宿毛市として、子どもの最善の利益を第一に考えた、教育・保育の一体的提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた取組を推進します。

（1）認定こども園の普及に係る基本的な考え方
◆宿毛市においては、宿毛幼稚園が幼稚園型施設（認定こども園）となっており、今後も身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や施設の状況等を踏まえ、地域の理解を十分に得たうえで可能な地域から順次整備の検討を進めます。
（2）質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割及び提供の必要性に係る基本的な考え方及びその推進方策
◆地域の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、保育士・幼稚園教諭等に対する合同研修の充実等による資質の向上を支援します。 ◆乳幼児期の発達には連続性があり、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなることを踏まえ、子どもの健やかな育ちに重要な集団生活や異年齢交流等を幅広く実施し、保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設ける等、地域に開かれた子育て支援の充実を図ります。
（3）教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携・接続並びに認定こども園・幼稚園と小学校等との連携についての推進方策
◆質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のためには、宿毛市と教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等の相互の連携が必要となります。 連携に必要な意見交換の場の提供や、共通カリキュラム等の検討といった機会の提供・調整を市が行うことで、地域における子育て支援のネットワークが構築され、質の高いサービスを効率的に提供できるよう努めます。 ◆保育園や認定こども園の職員と小学校教諭が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違い・共通点について理解を深め、共有することで幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を確保することができます。 ◆保育園や認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながります。これを考慮し、幼児期にふさわしい生活を通して創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことが必要となることから、保育園や認定こども園と小学校の職員との意見交換や合同研究、児童の交流の機会等を設けることで小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。



(4) 特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるようにするための必要な配慮・支援方策
<ul style="list-style-type: none"> ◆障害を持つ子どもや、社会的養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、夜間の保育が必要な子ども、両親が国際結婚であったり外国人の幼児等、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう必要な配慮を検討していきます。 ◆関係部局と連携して、特別な支援が必要な子どもの人数等の状況や特定教育・保育施設における受け入れ体制等について可能な限り把握し、必要な調整を行う等、教育・保育の提供体制の確保に努めます。 ◆必要に応じて障害児相談支援等との連携を図ったり、その子どもと保護者が使用可能な言語に配慮した案内を行ったりする等、それぞれの個性や能力、状況に応じた丁寧な支援に取り組みます。 ◆障害児入所施設については、小規模グループケアの推進や身近な地域での支援提供、本体施設の専門機能の強化を進めることが必要となります。
(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
<ul style="list-style-type: none"> ◆子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付方法について、適宜検討を行っていきます。

施策(2) 保育環境の整備

○宿毛市の女性の就業率の高さからもわかる女性の社会進出や、保護者の働き方の多様化、教育・保育の無償化等により、保育サービスに対するニーズも多様化しており、これらに対応するため、保育サービスの充実等の環境整備に努めます。

(1) 保育サービスの充実	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認定こども園においても、就労状況等に対応するため、11時間保育、土曜日の一日保育を実施しています。 ◆乳児保育については、7園（公立保育園5園・私立保育園1園・認定こども園1園）において、受け入れを実施しています。 ◆令和8年度から乳児等通園支援事業が、本格実施予定となっています。 <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆乳児保育については、安定的な実施に努めています。乳児保育を担当する専任保育士の配置とスペースの確保が課題です。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇現在、待機児童はいませんが、今後の保護者のニーズを踏まえながら、担当保育士の確保及び施設の環境整備を図っていきます。 ◇令和8年度からの乳児等通園支援事業実施に向けて、体制を整備していきます。 		

(2) 障害児保育の充実	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一人ひとりの障害に応じ、家庭、専門機関との連携を密にしたきめ細やかな保育を実施しています。 <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市内の全園において、対象児がいる場合に対応しています。 ◆私立保育園及び認定子ども園において、障害児を受け入れている場合、財政的な支援を行い、担当保育士の確保を進めることにより、柔軟な受け入れ体制を整えています。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇今後も関係部署と連携し、巡回相談や教育相談等に結びつけるなどの支援にあたり、担当保育士の確保を図っていきます。 		



(3) 家庭支援推進保育事業の推進	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆子育てや子どもが育つ環境に問題や課題のある家庭に対して、関係機関と連携を図り、家庭支援の推進に取り組んでいます。 ◆認定こども園においても、子育てに悩みや不安を抱える親たちに、親同士、時には保育者を交えながら、気楽に話し合える（相談）場所を提供しています。 <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現在、市内3園において、担当保育士を配置し、計画的な保育にあたるとともに定期的な家庭訪問を実施するなど、児童及び家庭に対する支援を行っています。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇引き続き、担当保育士の配置や相談できる場を確保し、児童・家庭のサポートに努めていきます。 		
(4) 長期休業日の預かり保育事業の推進	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆幼稚園の在園児を対象に、幼稚園における教育時間終了後から幼稚園内で園児を預かる事業です。 <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認定こども園における教育目的の利用（1号認定）でも、春・夏・冬の長期休業日も一時預かりにて対応しています。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ニーズ調査結果では、ニーズ量が全体の89%程度となっておりますが、母数が少ないため、ニーズ量に対する供給体制は確保可能と判断できる状況にあります。 		
(5) 保育士等の研修の充実	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆社会環境の変化や保育ニーズの多様化等を踏まえ、保育の専門性を深め資質の向上を図ることを目的として保育士等の研修の充実に努めています。 <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保育士等の研修を勤続や役付きの節目ごとに組織の中での自分の役割を認識し、専門性を高めるため計画的に実施し、資質・専門性の向上を図っています。また、公開保育の実施等により情報交換を行いながら、保育の質の向上と公開保育に参加する職員の資質向上を図っています。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇今後も積極的な参加を促し、宿毛市全体の保育の資質向上を図っていきます。 		

基本目標 2 子育て支援の充実

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化や女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加等、子どもや子育てを取り巻く環境は絶えず変化しています。それに伴う子育て家庭の孤立化等により不安感や負担感、育児ストレスが増加しています。

そこで、子育て家庭の悩みや不安、経済的な負担を軽減し、楽しんで子育てができるよう相談や支援体制の整備・充実を図り、各種サービスについて適切に利用できるよう情報の提供等を行う必要があります。

また、子育て家庭の孤立化を防ぐため、子を持つ親の交流の機会の提供や、子どもがのびのびと遊べる公園等の遊び場の整備にも引き続き取り組む必要があります。また、それらのサービスや施設についての情報を子育てに関わる人たちに適切に提供することも重要となります。

さらに、大きな社会問題となっている子どもの貧困については、家庭における経済的な生活困窮だけでなく、家庭の教育力の低下、地域の見守り機能の低下等を背景に学力の未定着や虐待、非行、いじめ等の困難な状況に直面しています。『高知家の子どもの貧困対策推進計画』においては、このような子どもたち自身の努力に及ばない不利な環境により、未来が閉ざされてしまわないよう教育や福祉等の分野を中心に、子どもや家庭への支援に取り組んでいます。

これを受け、本市においても、支援を必要とする子どもや家庭への支援に努めます。

施策（1）子育て支援のネットワークづくり

○子育て支援に関するサービスの情報提供や、同じ子を持つ親同士の交流の場を提供することで、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに、子育て支援のネットワークづくりに取り組みます。

(1) 子育てに関する情報提供	担当部署	福祉事務所、健康推進課
<p>【事業内容】 ◆母子健康手帳交付時や相談・訪問を通じ、子育てに関する情報を提供しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆母子健康手帳交付の面談時に、妊娠中や子育てに関する不安や困り事を話し合いながら、一緒にサポートプランを作成していきます。 ◆子育てに関する情報について、母子健康手帳交付時にリーフレット等で説明を行い、配布しています。 ◆子育てに関する情報が多岐にわたるため、保護者等が必要な情報の選択ができるよう支援しています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も、対象者の状況や子育てに関する個々のニーズに合った情報を提供していきます。</p>		



(2) 子育ての仲間づくりの支援	担当部署	健康推進課、児童館、福祉事務所
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆育児力を高めることができるよう、親同士の仲間づくりや活動を支援します。 ◆障害のある子どもと家族らの居場所づくりと障害のある子どもをもつ親同士の仲間づくりを支援します。 <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保健師による赤ちゃん広場を月1回、管理栄養士による相談を月1回、母子保健推進員によるほっと広場を市内4か所で実施することにより、親同士仲間づくりや子育てに関する情報交換を行っています。 ◆月1回、児童館に障害のある子どもと家族らが集い、親同士も交流できる取組を支援しています。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇今後も、妊娠期から子育て期にわたる仲間づくりを支援していきます。 		
(3) 教育・保育施設の開放	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆園での子どもたちの様子を見学し、親子で一緒に遊んだり、園の子どもたちと交流する場として、市内各保育園、認定こども園を開放しています。 <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆定期的に月に1～2回程度開放しており、要望によっては個別に対応する等、柔軟に対応しています。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇今後も継続して実施していきます。 		

施策（2）子育てに伴う経済的負担の軽減

- 各種医療費助成や、各種手当の支給、就学支援等を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。
- 今後も、引き続き助成や手当の支給を行うとともに、各種制度についての周知や制度のさらなる充実による子育てや教育に係る費用の軽減に努めます。

(1) 各種医療費等助成制度 ①健康診査への補助	担当部署	健康推進課、福祉事務所
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆妊婦及び乳児の一般健康診査の公費負担を継続します。 <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆母子健康手帳交付時に受診票配布を行い、妊婦に対して妊婦一般健康診査14回分と妊婦精密健康診査1回分、妊婦歯科健康診査1回分、産婦健康診査2回分、乳児一般健康診査2回分、乳児精密健康診査2回分、新生児聴覚検査2回分の公費補助を実施しています。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇今後も、現状回数健康診査等の公費補助を継続するとともに、定期的に健診を受けていただくよう支援します。 		

(1) 各種医療費等助成制度 ②乳幼児・重度心身障害(児)者、ひとり親 家庭等への助成	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆乳幼児医療費助成制度、重度心身障害(児)者医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度等、各種医療費助成制度を設けています。</p> <p>【現状・課題】 ◆一部負担金を無料とし、子どもたちの保健の向上、対象世帯の経済的負担を軽減し、安心して生活できる体制を確保しています。 ◆乳幼児医療助成制度は、市独自の事業として令和4年6月より対象児童を18歳到達後の最初の3月末まで拡充しています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇引き続き、現状の支援を維持できるよう努めます。</p>		
(2) 各種手当の支給	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等、各種手当を制度に基づき支給しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆子育て世帯等の生活の安定に寄与し、児童の健やかな成長の一助となっています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も継続して実施します。</p>		
(3) 教育に係る費用の軽減	担当部署	学校教育課
<p>【事業内容】 ◆経済的理由により子どもを就学させることが困難な保護者に対して、学用品費、医療費、給食費等を支給し就学支援を行っています。 ◆優秀な生徒及び学生で経済的理由により就学が困難なものに対して、奨学金を貸与し、支援を行っています。 ◆遠距離から通学する児童生徒に通学援助費を支給し、支援を行っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆基準を明確にし、支給要件の偏りがないよう努め、適切な支援を行っています。就学支援については、平成30年度から新入学準備金の事前支給を開始しました。</p> <p>【今後の方向性】 ◇国の動向や申請者の状況を踏まえながら、支給要件や支給費目について随時検討していきます。</p>		
(4) 保育料等の軽減	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆子育て家庭の負担を軽減するために、幼児教育・保育料の完全無償化を実施しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆令和元年10月より国制度による幼児教育・保育無償化が開始され3～5歳児の幼児教育・保育料が無償化されました。令和6年4月から市独自の事業として0～2歳児の保育料も無償化しています。 ◆令和元年10月からの副食給食費の無償化に加え、令和6年4月からは市内全園にて完全給食を開始したことに伴い、国制度により無償とならない児童の給食費(主食費含む)を市が負担しています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も国の動向等を踏まえながら、取組を継続していきます。</p>		



施策（3）子育てを支援する環境の整備

- 子どもにとって、身近な遊び場である公園や児童館等について施設の見直しや整備を行うとともに、児童館での活動内容についてホームページ等で周知することで、活動の充実等を図ります。また、安全で利用しやすい施設として、地域全体で維持管理ができる体制づくりにも引き続き取り組みます。
- 妊娠期から出産・育児等について相談できる体制を整備したり、子育てに関する講演会を開催するなど、子育てに関する悩みや不安を軽減し、前向きに子育てできる環境整備に努めています。

（1）公園等の整備	担当部署	都市建設課
<p>【事業内容】 ◆安全で利用しやすい施設として、地域全体で維持管理ができる体制づくりをしています。</p> <p>【現状・課題】 ◆定期的に公園の除草・遊具等の点検を行い、安全に利用できる環境づくりをしています。 ◆公園施設の老朽化に伴い、施設の修繕・撤去は行っていますが、施設の新設には至っていません。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も継続して実施します。</p>		
（2）児童館事業の推進	担当部署	人権推進課
<p>【事業内容】 ◆児童館（3館）、教育集会所（1施設）は、子ども会活動を中心に、児童の健全な育成を図る場として、また、子どもたちの豊かな人権感覚を養う場としての役割を担っています。 ◆広い地域を対象とし、子育て支援の拠点となるような児童館のあり方や役割について検討しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆学校・地域・保護者との連携を図りながら、子どもの健全育成に資する環境づくりを進めることができます。 ◆令和6年度 子ども会登録児童数69人 ◆延べ実施回数255回、延べ人数1,903人（委託事業） ◆課題として、少子化により登録児童数が少ないことから、児童館の意義や取組のさらなる周知活動が必要となっています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇児童館を子育て支援の拠点としたさまざまな子どもの体験活動等の場を増やす取組を実施し、また、その内容をホームページ等でも周知します。</p>		

(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の推進	担当部署	生涯学習課
<p>【事業内容】 ◆保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学校就学児童を対象に、放課後等を安全・安心に過ごせる適切な生活の場、遊びの場を提供する事業です。</p> <p>【現状・課題】 ◆令和6年度現在、市内2か所（にじいろクラブ2教室、かかし学級）で実施しています。 ◆事業の運営や子どもの育成支援に関しては専門的な知識・技術が必要とされ、放課後児童支援員の人材確保や資質向上が求められています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇児童が支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう取り組みます。また、配慮を必要とする児童も増えており、福祉部局や関係機関との連携強化を進め、保護者の要望に応じた、開所時間等についても引き続き検討していきます。各地域の実情にあわせた「放課後子ども教室推進事業」の取組を活用し、関係団体と連携して、校区以外の放課後児童クラブの児童も放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう努め、連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量（令和11年度まで）を1か所とします。</p>		

(4) 放課後子ども教室の推進	担当部署	生涯学習課
<p>【事業内容】 ◆放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の賛同を得て、子どもたちに学習やさまざまな体験や交流活動の機会を提供する事業です。</p> <p>【現状・課題】 ◆令和6年度現在、市内4校の小学校区で実施しています。 小筑紫小学校区、大島小学校区、咸陽小学校区、平田小学校区 ◆協働活動リーダーの人材を確保するため、地域の方々の参画が重要となっています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇地域の実情に応じた仕組みのもとで、地域のさまざまな方の参画を得て地域と学校が連携・協働して、学習やさまざまな体験・交流の場を子どもたちに提供できるよう取り組みます。また、放課後児童クラブとの連携型による事業の実施を目指し（目標事業量：令和11年度までに1か所）検討していきます。</p>		

(5) 子育てに関する相談機能の充実	担当部署	福祉事務所、学校教育課、健康推進課、教育研究所、認定こども園、児童館、地域子育て支援センター、青少年育成センター
<p>【事業内容】 ◆妊娠、出産、育児等に関する不安や悩みが早期に軽減、解消できるように、相談事業を行っています。 ◆こども家庭センターや保育園、認定こども園、児童館、健康推進課、学校、教育研究所、青少年育成センター等関係機関が子どもや子育て、教育等に関する相談機能の充実を図っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆令和6年度から、こども家庭センターへ母子保健が担ってきた役割と児童福祉の役割を統合し、一体的に子育て世帯のさまざまな相談に対応しています。また、相談の内容に応じて必要な関係機関へつないで連携を図っています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も、各機関が連携しながら子どもの所属や年齢が変わっても、その相談に応じられるよう切れ目のない支援を充実していきます。</p>		



(6) 子育て講演会の実施	担当部署	健康推進課、人権推進課
<p>【事業内容】 ◆地域における子育て支援及び子どもの健やかな成長を願い、地域子育て支援センター・各保育園で保護者を対象に講話を実施しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆関係機関が子育て支援のための講演会を実施しています。 ◆健康推進課では、幼児健診や相談事業等の結果から、課題や子育て世代のニーズを把握し、子育てに役立つ学びの機会となるよう講演会を年1回開催しています。育児中の保護者が参加できるよう託児も実施しています。 ◆人権推進課では人権に関する人材育成・啓発事業の一環として、講演会事業（委託事業）を実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も子育てについて学ぶ機会をつくり、託児も備え、育児中の保護者が参加しやすい環境を整えるとともに、子育て世代や乳幼児のニーズ・課題に沿った内容で子育てに関する講演会を実施していきます。</p>		

(7) 家庭教育支援推進事業の推進	担当部署	生涯学習課
<p>【事業内容】 ◆小学校・中学校の保護者を対象に、家庭における子育て教育について、講演会等を実施しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆市内の小学校・中学校で宿毛市家庭教育推進講座を開催しています。児童生徒と保護者が一緒に受講できるよう参観日等を活用し、講座内容を各学校のPTA役員が検討し、開催しています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇家庭教育支援基盤形成事業を活用しながら講演会等を実施し、家庭での教育力の向上に取り組んでいきます。</p>		

施策（4）子どもの貧困対策の推進

○子どもの貧困対策において、経済的な生活困窮だけでなく、さまざまな理由で社会的支援を必要とする子どもへの支援、その保護者への支援について教育支援、生活支援、就労や経済的な支援に取り組むとともに、必要に応じて調査・研究について検討します。

1. 教育支援

(1) 教育に係る費用の軽減	【再掲】	担当部署	学校教育課
<p>【事業内容】 ◆経済的理由により子どもを就学させることが困難な保護者に対して、学用品費、医療費、給食費等を支給し、就学支援を行っています。 ◆優秀な生徒及び学生で経済的理由により就学が困難なものに対して、奨学金を貸与し、支援を行っています。 ◆遠距離から通学する児童生徒に通学援助費を支給し、支援を行っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆基準を明確にし、支給要件の偏りがないう努め、適切な支援を行っています。就学支援については、平成30年度から新入学準備金の事前支給を開始しました。</p> <p>【今後の方向性】 ◇国の動向や申請者の状況を踏まえながら、支給要件や支給費目について随時検討していきます。</p>			

(2) 保育料等の軽減	【再掲】	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆子育て家庭の負担を軽減するために、幼児教育・保育料の完全無償化を実施しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆令和元年10月より国制度による幼児教育・保育無償化が開始され3～5歳児の幼児教育・保育料が無償化されました。令和6年4月から市独自の事業として0～2歳児の保育料も無償化しています。</p> ◆令和元年10月からの副食給食費の無償化に加え、令和6年4月からは市内全園にて完全給食を開始したことに伴い、国制度により無償とならない児童の給食費（主食費含む）を市が負担しています。 <p>【今後の方向性】 ◇今後も国の動向等を踏まえながら、取組を継続していきます。</p>			

2. 生活支援

(1) 家庭支援推進保育事業の推進	【再掲】	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆子育てや子どもが育つ環境に問題や課題のある家庭に対して、関係機関と連携を図り、家庭支援の推進に取り組んでいます。</p> ◆認定こども園においても、子育てに悩みや不安を抱える親たちに、親同士、時には保育者を交えながら、気楽に話し合える（相談）場所を提供しています。 <p>【現状・課題】 ◆現在、市内3園において、担当保育士を配置し、計画的な保育にあたりとともに定期的な家庭訪問を実施するなど、児童及び家庭に対する支援を行っています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇引き続き、担当保育士の配置や相談できる場を確保し、児童・家庭のサポートに努めていきます。</p>			

(2) 子育てに関する相談機能の充実	【再掲】	担当部署	福祉事務所、学校教育課、健康推進課、教育研究所、認定こども園、児童館、地域子育て支援センター、青少年育成センター
<p>【事業内容】 ◆妊娠、出産、育児等に関する不安や悩みが早期に軽減、解消できるように、相談事業を行っています。</p> ◆こども家庭センターや保育園、認定こども園、児童館、健康推進課、学校、教育研究所、青少年育成センター等関係機関が子どもや子育て、教育等に関する相談機能の充実を図っています。 <p>【現状・課題】 ◆令和6年度から、こども家庭センターへ母子保健が担ってきた役割と児童福祉の役割を統合し、一体的に子育て世帯のさまざまな相談に対応しています。また、相談の内容に応じて必要な関係機関へつないで連携を図っています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も、各機関が連携しながら子どもの所属や年齢が変わっても、その相談に応じられるよう切れ目のない支援を充実していきます。</p>			



<p>(3) 各種手当の支給 【再掲】</p>	<p>担当部署</p>	<p>福祉事務所</p>
<p>【事業内容】 ◆児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等、各種手当を制度に基づき支給しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆子育て世帯等の生活の安定に寄与し、児童の健やかな成長の一助となっています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も継続して実施します。</p>		
<p>(4) 相談体制の広報・充実</p>	<p>担当部署</p>	<p>福祉事務所、健康推進課、学校教育課、教育研究所、青少年育成センター</p>
<p>【事業内容】 ◆誰もが気軽に相談できるよう相談体制の充実を図っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆年齢を問わず、誰でも相談できる体制を整備していますが、児童・生徒から直接相談はなく、相談窓口としての周知不足が課題となっています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇県の思春期相談窓口（PRINK）とともに、相談できる窓口として周知していくとともに、相談に対応していきます。</p>		
<p>(5) 虐待予防に関する広報・啓発活動の充実</p>	<p>担当部署</p>	<p>福祉事務所、人権推進課、健康推進課</p>
<p>【事業内容】 ◆地域の住民に対して、子どもの人権尊重や児童虐待防止のための取組の必要性等について啓発を行っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆毎年11月を児童虐待防止推進月間として、標語を募集したり、ポスターやリーフレットを関係機関に配布しています。それにあわせて幡多地区でも、オレンジリボンキャンペーンとして研修会が実施されており、その事務局の後援をしています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も広報や研修会等を通じて関係機関や住民への啓発活動を実施していきます。</p>		
<p>(6) 各種医療費等助成制度 【再掲】 ②乳幼児・重度心身障害（児）者、ひとり親家庭等への助成</p>	<p>担当部署</p>	<p>福祉事務所</p>
<p>【事業内容】 ◆乳幼児医療費助成制度、重度心身障害（児）者医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度等、各種医療費助成制度を設けています。</p> <p>【現状・課題】 ◆一部負担金を無料とし、子どもたちの保健の向上、対象世帯の経済的負担を軽減し、安心して生活できる体制を確保しています。</p> <p>◆乳幼児医療助成制度は、市独自の事業として令和4年6月より対象児童を18歳到達後の最初の3月末まで拡充しています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇引き続き、現状の支援を維持できるよう努めます。</p>		



(7) ひとり親家庭への生活の支援	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆ひとり親家庭等自立支援事業の制度に基づき、指定講座の受講料や一定期間の生活に要する経費への補助を行うことにより、ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の促進や受講期間中の生活の不安の解消を図り、ひとり親家庭の自立を促進しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆補助金の上限額の引き上げや対象講座の拡充が行われたことで、より一層ひとり親家庭の生活の不安を解消し、自立につながる制度となっています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇これまで同様情報提供に努め、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。</p>		

3. 就労支援

(1) 就業・就学支援	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に基づき、父または母の就業支援や児童の就学支援等の貸付の相談に応じています。</p> <p>【現状・課題】 ◆貸付件数・相談件数は増加傾向にあります。</p> <p>【今後の方向性】 ◇ひとり親家庭の多様なニーズに対する相談支援体制の充実を図ります。</p>		



基本目標3 健やかな成長のために

スマートフォンの普及に伴うSNS（ソーシャルネットワークサービス）の利用で人との関わり方等が複雑化し、SNSによるいじめ等子どもを取り巻く環境にも影響を及ぼしています。また、地域との関わりの希薄化等により、近所の人や異年齢の人との交流も少なくなっています。しかし、子どもたちの健やかな成長には、家庭や学校だけでなく、地域の人とのたくさんの関わりが重要です。

また、子ども自身が自分の可能性を信じ、豊かな心と生きる力を培い、輝いていけるよう、思春期におけるきめ細やかな指導や支援が必要です。

そのために、家庭や地域の教育力の重要性を周知するとともに、子育て家庭への子育て支援の情報や学習機会の提供、子育てサポーターによる相談事業の実施等を行い、子どもが健やかに成長するよう、子育て家庭だけでなく学校や地域及び関係機関が協力して教育力の向上に取り組む必要があります。

施策（1）家庭や地域の教育力の向上

- 家庭の教育力向上のため、保育園や認定こども園、小学校・中学校のPTA活動等、親が参加する機会を活用して学習の機会を提供し、家庭教育支援推進事業の推進を図ります。
- また、子どもたちの健やかな成長のために、地域の人等、異年齢の人との交流を深める世代間交流事業や、地域の方の参画を得たさまざまな体験活動や交流の機会を提供する放課後子ども教室の推進に努めます。

（1）家庭教育支援推進事業の推進	【再掲】	担当部署	生涯学習課
<p>【事業内容】 ◆小学校・中学校の保護者を対象に、家庭における子育て教育について、講演会等を実施しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆市内の小学校・中学校で宿毛市家庭教育推進講座を開催しています。児童生徒と保護者が一緒に受講できるよう参観日等を活用し、講座内容を各学校のPTA役員が検討し、開催しています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇家庭教育支援基盤形成事業を活用しながら講演会等を実施し、家庭での教育力の向上に取り組んでいきます。</p>			

(2) 世代間交流事業の推進	担当部署	中央公民館	
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公民館サークルの協力を得て、子ども、親、高齢者の三世代が遊びを通じ、ともに学び交流を促進しています。 ◆地域の施設を利用して、子ども、親、高齢者の三世代がレクリエーション等で交流を深めています。 <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公民館にて子どもフェスティバル、地域では三世代交流グランドゴルフ大会を開催しており、ともに盛況です。 ◆運営側の人員の減少が課題となっています。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇運営側の態勢を整えるため、後進の育成に努めます。 			
(3) 放課後子ども教室の推進	【再掲】	担当部署	生涯学習課
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の賛同を得て、子どもたちに学習やさまざまな体験や交流活動の機会を提供する事業です。 ◆令和6年度現在、市内4校の小学校区で実施しています。 小筑紫小学校区、大島小学校区、咸陽小学校区、平田小学校区 ◆協働活動リーダーの人材を確保するため、地域の方々の参画が重要となっています。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇地域の実情に応じた仕組みのもとで、地域のさまざまな方の参画を得て地域と学校が連携・協働して、学習やさまざまな体験・交流の場を子どもたちに提供できるよう取り組みます。また、放課後児童クラブとの連携型による事業の実施を目指し（目標事業量：令和11年度までに1か所）検討していきます。 			

施策（2）思春期保健対策の充実

- 子どもたちの健やかな成長のためには、思春期における飲酒、喫煙や薬物乱用等の危険性を乗り越える力を身につける取組が求められます。また、性に関する理解を深め、自分のからだを知り、自分自身を守り、命を大切にすることができる子どもに育つよう支援していく必要があります。
- これらの学習の機会を提供するとともに、気軽に相談できる窓口を設けて子どもたちに寄り添った支援を行います。



<p>(1) 「生」と「性」に関する教育の充実</p>	<p>担当部署</p>	<p>健康推進課、学校教育課、福祉事務所、認定こども園</p>
<p>【事業内容】 ◆保健所、健康推進課が学校と連携して、性教育の継続的な実施に取り組んでいます。 ◆保育園、認定こども園、学校において生命の大切さを考え、自尊感情について学ぶ機会を提供しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆健康推進課においては、市内の高校等からの依頼時に、講義を実施しています。今後も、高校生だけでなく、乳幼児期から自分を守り大切にすることや、自尊感情を育むことができるよう、保護者も含め情報提供していきます。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も現状体制を維持し、子ども一人ひとりが自分を大切に、自尊感情が育つよう事業を展開していきます。</p>		
<p>(2) 喫煙・飲酒・薬物等の健康影響についての教育推進と防止対策</p>	<p>担当部署</p>	<p>学校教育課、健康推進課、青少年育成センター</p>
<p>【事業内容】 ◆飲酒や喫煙、薬物等から子どもたちを守るための啓発に取り組んでいます。 ◆警察署と学校が連携を取りながら、喫煙や薬物の害について知らせ、指導しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆関係機関が連携しながら、啓発活動の充実に努めています。 ◆健康推進課では、広報や母子保健事業を活用し、喫煙の影響等について周知・啓発しています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後は、広報や母子保健事業の中で、生徒に限らず保護者も含めて啓発していきます。</p>		
<p>(3) 相談体制の広報・充実 【再掲】</p>	<p>担当部署</p>	<p>福祉事務所、健康推進課、学校教育課、教育研究所、青少年育成センター</p>
<p>【事業内容】 ◆誰もが気軽に相談できるよう相談体制の充実を図っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆年齢を問わず、誰でも相談できる体制を整備していますが、児童・生徒から直接相談はなく、相談窓口としての周知不足が課題となっています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇県の思春期相談窓口（PRINK）とともに、相談できる窓口として周知していくとともに、相談に対応していきます。</p>		

基本目標 4 要保護・要支援児童支援への取組の推進

近年、児童虐待に関する事件が後を絶たず、児童虐待の相談対応件数も増加しています。これらを受けて国では、子育てに関する相談支援体制の整備や体罰によらない子育ての推進等を進めることとしています。

虐待を引き起こす要因としては、親自身の成育歴（被虐待歴）や、子育てに対する育児不安やストレス、望まない妊娠や出産であること、親としての自覚が十分でないことによる知識や行動の不備、育児力の低さ等の“親の要因”と、経済的困窮やDV等による家庭環境、相談相手や支援者がいない等の社会的孤立等の“家庭の要因”、また、子ども自身の発達の遅れや疾病・障害等による“子どもの要因”があると考えられます。

これらを受けて、体罰によらない子育てを推進するため、こども家庭センター等の活動を通じて普及啓発を行うとともに、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等の機会を通じて、子育ての不安やストレス等を抱えていないかを丁寧に確認し、養育支援を必要とする子どもの早期把握・支援を行いながら、虐待を未然に防ぐよう努めます。

また、要保護児童対策地域協議会を中心とする地域における虐待予防のネットワークづくりに努めるとともに、すべての妊産婦・こども・子育て家庭に対し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置し、妊産婦・こどもの健康の保持増進及び子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行います。

施策（1）児童虐待防止対策の充実

○児童虐待の芽を早期に発見し未然に防ぐことができる体制を整備し、発生した場合には早期発見、早期対応をするため、妊娠期の早い段階から家庭に寄り添うことや、関係機関との連携、相談体制の整備に努めます。

(1) 児童家庭相談の充実	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆関係機関とのネットワーク体制を強化し、保健、医療、福祉、教育現場等がそれぞれの役割を明確化し、相談及び支援体制の充実に努めています。</p> <p>【現状・課題】 ◆虐待等の相談件数は、年々増加傾向にあります。虐待の要因としては、親の成育歴や育児不安、ストレス、家庭環境、社会的孤立等さまざまな要因がありますが、最近では子ども側の要因として、発達障害等により育てにくさを抱えるケースも増えてきました。虐待予防には、関係機関の連携が必要であり、早期に発見し、早急に対応することが求められます。</p> <p>【今後の方向性】 ◇関係機関との情報共有や役割分担等を明確にし、支援課題に対する支援プラン、保護者と共通認識のもと解決に向かうサポートプランを作成することで、評価を実施していきます。そして、重篤な事件に発展しないよう関係機関とのさらなる連携を図り、支援を充実させていきます。</p>		



(2) 母子保健事業の充実	担当部署	健康推進課
<p>【事業内容】 ◆児童虐待の予防と早期発見のために、妊娠中からの関わりや関係機関との連携に努めています。 ◆乳幼児の健康診査や新生児訪問等の母子保健事業の充実と適切な支援活動を行っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆乳幼児健康診査・産前産後サポート事業・産後ケア事業・新生児訪問・赤ちゃん広場等母子保健事業等を通じ、育児不安やストレス、社会的孤立等虐待の要因となる状態へ対応し未然防止に取り組んでいます。また、虐待の状態を発見したら関係機関と連携し、必要な支援を実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も現状の母子保健事業を継続し、育児不安や育児のしづらさ等に対する適切な支援を実施します。</p>		
(3) 虐待予防に関する広報・啓発活動の充実 【再掲】	担当部署	福祉事務所、人権推進課、健康推進課
<p>【事業内容】 ◆地域の住民に対して、子どもの人権尊重や児童虐待防止のための取組の必要性等について啓発を行っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆毎年11月を児童虐待防止推進月間として、標語を募集したり、ポスターやリーフレットを関係機関に配布しています。それにあわせて幡多地区でも、オレンジリボンキャンペーンとして研修会が実施されており、その事務局の後援をしています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も広報や研修会等を通じて関係機関や住民への啓発活動を実施していきます。</p>		

施策（2）障害のある子どもへの支援の充実

○子ども一人ひとりの障害を正しく理解し尊重することで、障害があっても安心して生活できるまちづくりを進めるため、行政や地域が連携して支援ができるネットワークづくりに努めます。

(1) 乳幼児の健康診査の充実	担当部署	健康推進課
<p>【事業内容】 ◆月齢に応じた成長発達を確認し、必要に応じて早期支援につなげています。また、早期発見支援のために担当者の資質の向上に努めます。</p> <p>【現状・課題】 ◆乳児健康診査、1歳6か月健康診査、3歳児健康診査等の実施により、月齢に応じた成長発達を確認し、早期発見、早期支援に努めています。また、研修会等へ参加し担当者の資質向上に努めています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も現状の体制を継続して、適切な支援を実施します。</p>		
(2) 相談体制の充実	担当部署	福祉事務所、健康推進課
<p>【事業内容】 ◆障害がある子どもやその家族にとって、専門的相談や身近な生活相談に関して対応できるよう体制の充実を図っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆乳幼児健康診査や母子保健事業で相談を受けるとともに、療育福祉センター等関係機関と連携を図り、支援につなげています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も現状の体制を継続して、適切な支援を実施するとともに必要な機関へつなげていきます。</p>		
(3) 社会参加と自立の促進	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆障害のある子どもに対し、障害児通所サービスを通じて生活能力向上や集団への適応訓練等のサービスを提供し、地域社会の中でいきいきと暮らせるよう支援しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆市内にあるサービス提供事業所は1か所のため、支援を必要としている障害のある子どもの受け入れ体制に限りがある状況です。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も関係機関との連携を深めながら、年齢や障害の状況にあった療育環境の確保に努めます。</p>		
(4) 障害児保育の充実	【再掲】	担当部署 福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆一人ひとりの障害に応じ、家庭、専門機関との連携を密にしたきめ細やかな保育を実施しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆市内の全園において、対象児がいる場合に対応しています。 ◆私立保育園及び認定こども園において、障害児を受け入れている場合、財政的な支援を行い、担当保育士の確保を進めることにより、柔軟な受け入れ体制を整えています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も関係部署と連携し、巡回相談や教育相談等に結びつけるなどの支援にあたり、担当保育士の確保を図っていきます。</p>		



(5) 特別支援教育の充実	担当部署	学校教育課
<p>【事業内容】 ◆一人ひとりの障害の特性、ニーズに応じた支援の推進を図り、豊かに生きる力、自己の努力目標の達成など特別支援教育の充実に取り組んでいます。</p> <p>【現状・課題】 ◆児童・生徒の特性に応じた特別支援学級を設置し、一人ひとりの障害に応じた学習が実施されています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇関係機関と連携し、特別支援教育について保護者への理解と周知を図り、一人ひとりの学びの場の充実に向けて取り組んでいきます。</p>		

施策（3）ひとり親家庭の自立支援の充実

○ひとり親家庭に対して、相談体制の充実や各種助成、手当の支給による生活、就労、就学等の経済的支援を行うことで、児童の健全な育成を図ります。

(1) 相談体制の充実	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆母子・父子自立支援員をはじめ、関係機関と連携を図りながら、自立を促進するために相談体制の充実を図っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆ひとり親家庭からの相談件数は増加傾向にあり、内容も多岐に渡るため、相談体制の充実や関係機関とのさらなる連携が必要です。</p> <p>【今後の方向性】 ◇ひとり親家庭からの就業や生活に関する相談に対して、適切な支援ができる体制の充実を図ります。</p>		

(2) 医療費の助成	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆ひとり親家庭医療費助成制度に基づき、所得税非課税世帯のひとり親家庭について、医療費の助成を行っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆保険診療の自己負担分（入院・通院）の助成を行っています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇引き続き医療費を助成し、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進に寄与します。</p>		

(3) 児童扶養手当の支給	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆児童扶養手当制度に基づき、児童を扶養する母子及び父子家庭等に手当を支給しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図るため、令和元年度から支払回数が年3回から年6回に変更されています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も事業を継続し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。</p>		



(4) ひとり親家庭への生活の支援	【再掲】	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆ひとり親家庭等自立支援事業の制度に基づき、指定講座の受講料や一定期間の生活に要する経費への補助を行うことにより、ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の促進や受講期間中の生活の不安の解消を図り、ひとり親家庭の自立を促進しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆補助金の上限額の引き上げや対象講座の拡充が行われたことで、より一層ひとり親家庭の生活の不安を解消し、自立につながる制度となっています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇これまで同様情報提供に努め、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。</p>			
(5) 就業・就学支援	【再掲】	担当部署	福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に基づき、父または母の就業支援や児童の就学支援等の貸付の相談に応じています。</p> <p>【現状・課題】 ◆貸付件数・相談件数は増加傾向にあります。</p> <p>【今後の方向性】 ◇ひとり親家庭の多様なニーズに対する相談支援体制の充実を図ります。</p>			

基本目標5 子どもと家族の健康増進

妊娠期・出産期は、女性にとって身体的・精神的に非常に多くの不安やストレスを抱えやすい時期となります。また、女性に限らず子育てをする親の中には、核家族化の進行や地域との関わりの希薄化、共働き世帯の増加等により、育児に対する不安やストレスを抱えたまま生活している人もいます。しかし、子どもの健やかな成長のためには、親が心身ともに健康で楽しんで育児をすることが重要となります。

そこで、安心して妊娠・出産できるよう妊婦健康診査等の充実を図るとともに、子どもの健やかな成長のために乳幼児健康診査や予防接種の体制の充実、要支援家庭への支援が必要となります。

また、社会の変化は朝食の欠損等、食の環境にも影響を及ぼしています。そこで、多様なライフスタイルに対応した食育や地元の食材を意識する等の循環、環境を意識した食育、食文化の継承に向けた食育を地域や関係団体等が一体となって推進する必要があります。

施策（1）母親、子どもの健康と安心の確保

○育児に対する不安やストレスの解消、児童虐待の発生予防のために妊娠期からの切れ目のない支援体制の整備に努めるとともに、引き続き母子保健事業を推進します。

○また、妊娠中から気軽に相談できる人や体制の整備、出産後も交流できる仲間づくりの支援を継続して実施します。

(1) 妊娠、出産期の健康管理	担当部署	福祉事務所、健康推進課
<p>【事業内容】 ◆母子健康手帳交付を妊婦期から支援の機会と捉え、健康管理等情報提供や相談等で支援しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆令和6年度からこども家庭センターを開設し、これまで子育て世代包括支援センターで実施していた妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や、育児に関する相談対応を児童福祉と一体的に実施しています。母子健康手帳交付時に全妊婦への面談及びセルフプラン作成の支援、さらにサポートプランの作成を行い、関係機関と連携し支援を実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も相談支援体制の充実を図りながら、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援に努めます。</p>		

(2) 健康診査受診費用の助成	担当部署	健康推進課
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆妊婦及び乳児に公費負担による妊婦・乳児一般健康診査及び産婦健康診査の機会を提供し、妊産婦や乳児の異常の早期発見や早期支援につなげています。 <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆母子健康手帳交付時に受診票配布を行い、妊婦に対して妊婦一般健康診査14回分と妊婦精密健康診査1回分、妊婦歯科健康診査1回分及び産婦健康診査1回分の公費補助を実施しています。 ◆乳児一般健康診査2回と乳児精密健康診査2回分、新生児聴覚検査2回分を公費補助しています。乳児一般健康診査はほぼ全乳児が1か月児健康診査を受診しています。 <p>【今後の方向性】</p> <p>◇今後も現状の体制を維持し、継続して実施します。</p>		
(3) 妊産婦の交流機会の提供	担当部署	福祉事務所、健康推進課
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆妊娠中の不安の軽減と、妊産婦が孤立することがないように、妊産婦同士の仲間づくりの場を提供しています。 <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆赤ちゃん広場や母子保健推進員によるほっと広場、地域子育て支援センターを、妊産婦の交流の場として実施していますが、妊婦の参加は少ない現状があります。 <p>【今後の方向性】</p> <p>◇今後も仲間づくりの機会を提供し、周知に努めます。</p>		
(4) 子育て訪問活動の実施	担当部署	健康推進課
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業・産前産後サポート事業等母子保健の視点から訪問活動の充実に努めています。 <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆出生後、すみやかに専門職による訪問指導をほぼ全数の児へ実施し、養育状況に応じた支援を行っています。 ◆母子保健推進員による妊娠期及び乳幼児健診受診勧奨等の訪問を行っています。 <p>【今後の方向性】</p> <p>◇今後も現状の体制を維持して、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援に努めます。</p>		
(5) 乳幼児健康診査の実施	担当部署	健康推進課
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆乳幼児の健康診査の充実とともに、子どもの成長、発達の確認と子どもに応じた養育の支援に努めています。 <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等の実施により、月齢に応じた成長発達を確認し、早期発見、早期支援に努めています。 ◆未受診者数は乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査すべて減少傾向で、未受診の理由も把握しています。 <p>【今後の方向性】</p> <p>◇今後も現状の体制を維持し、継続して実施します。</p>		



(6) 病気・事故防止の啓発	担当部署	健康推進課
<p>【事業内容】 ◆乳幼児の病気や事故予防の啓発を行っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆新生児訪問等の母子保健事業にて家庭の状況にあわせ、パンフレット等を活用し、啓発を行っています。 ◆乳幼児健康診査において、発達の状況に応じて予測される事故例を提示しながら、家庭で実施できる事故予防を助言しています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も継続して、事故予防の啓発を行っていきます。</p>		

(7) 要支援家庭への支援	担当部署	健康推進課、福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆母子保健事業等により把握した要支援家庭へ適切な支援ができるよう、関係機関と連携、役割分担し、個別支援を行っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆育児不安を抱えるなど養育支援が必要とされる家庭への訪問を実施し、関係機関と連携し、個別支援を行っています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も現状の支援体制を維持し、各家庭に適切な養育環境を確保するために、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて対象者の把握と効果的な事業実施をし、必要に応じて関係機関等との連携を図ります。</p>		

(8) 育児知識の提供	担当部署	健康推進課
<p>【事業内容】 ◆発達段階に応じた育児の知識を、乳幼児健康診査での指導や、赤ちゃん広場、子育て講演会や地域子育て支援センターで定期的に行う相談会等で提供しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆発達段階に応じた育児の知識を乳幼児健康診査や赤ちゃん広場、子育て講演会等の機会を利用して提供するとともに、家庭の状況にあわせ、パンフレット等を活用し啓発を行っています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も継続して、育児知識の向上を図ります。</p>		

(9) 母子保健推進員の育成	担当部署	健康推進課
<p>【事業内容】 ◆妊婦・乳幼児への家庭訪問や市の実施する母子保健事業への協力等、地域における子育て支援のための組織の育成を行っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆母子保健に関する研修の開催等により、母子保健推進員（母子保健推進協議会）の育成を支援しています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇妊娠期から子育て期の家庭が、住み慣れた地域で子育てができるよう、今後も継続して、母子保健推進協議会の活動を支援していきます。</p>		

(10) 予防接種の推進	担当部署	健康推進課
<p>【事業内容】 ◆予防接種率の向上を目指し、乳幼児健康診査時の指導や未接種者への接種勧奨を行っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆乳幼児健康診査時において接種状況の確認を行い、個別性に応じた予防接種指導を実施しています。また、保護者が長期に里帰りしている等の理由により、県外で定期予防接種を受けた場合にも接種費用の助成（償還払い）を行っています。 ◆MR未接種者への接種勧奨を実施しています。 ◆課題としては、特にMRⅡ期接種者が国の目標値である95%（令和5年度92%）に達していないことがあげられます。</p> <p>【今後の方向性】 ◇予防接種率の向上を目指し、乳幼児の健康診査時において接種状況の確認を行い、個別性に応じた予防接種指導を引き続き実施します。 ◇MRⅡ期末未接種者への接種勧奨（年長児）を積極的に実施し、接種率95%を目指します。</p>		

施策（2）食育の推進

○食は生命の源であり、食を通じた豊かな人間性の形成や、正しい食事の摂り方や食習慣の定着は、乳児期からの継続した取組が必要となります。そのため、市民や保健・教育分野をはじめとする関係団体、関係機関が一体となって連携し、乳児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供に努めます。

(1) 乳幼児期からの食育の推進	担当部署	健康推進課
<p>【事業内容】 ◆乳幼児期から健康なからだづくりの基礎となる生活リズム確立と食習慣の定着を目指し、離乳食の進め方等をはじめ、離乳食講習会や乳幼児健康診査等で食育の推進に取り組んでいます。</p> <p>【現状・課題】 ◆乳幼児健康診査や離乳食講習会、すくすくカフェ等母子保健事業において、管理栄養士による栄養指導を実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も現状の体制を維持し、食育の推進に取り組んでいきます。</p>		



(2) 食生活改善推進協議会事業の推進	担当部署	健康推進課
<p>【事業内容】 ◆自らの食生活を改善することで、肥満や欠食を減らし、生活習慣病の予防を目指すため、学校と協働しながら推進しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆小学校・中学校・高校にて健康教育後、調理実習を実施しております。 ◆課題としては、毎年実施しているアンケートで朝食欠食の児童、生徒が一定数いることがあげられます。</p> <p>【今後の方向性】 ◇子どもの生活習慣は、保護者の生活習慣の影響を受けるとされていることから、子どもを通じて世帯全体の生活習慣の改善を促すために、児童、生徒に対しての健康教育、調理実習を実施し、学校と協働しながら食育の推進を図ります。 ◇おやこ料理教室や食育イベントを通じ、減塩や野菜摂取についての啓発を実施します。</p>		

(3) 「給食だより」による情報発信	担当部署	学校給食センター
<p>【事業内容】 ◆「給食だより」で栄養のバランスのとれた給食やレシピを紹介し、食育への関心を高めています。 ◆食物アレルギー等個別対応の必要な児童・生徒への対応として、除去食の実施や年間を通して宿毛産の食材を調理に取り入れるなど、食育の推進に取り組んでいます。</p> <p>【現状・課題】 ◆栄養バランスや望ましい食習慣について、毎月の献立・盛り付け表の空きスペースを活用し、季節に応じたお知らせをしています。朝ご飯を食べる習慣等の情報発信の必要性があります。</p> <p>【今後の方向性】 ◇献立・盛り付け表の中の空きスペースの利用だけでは情報量が少ないため、児童生徒だけでなく、家族に知っていただきたい情報等の発信に特化したお便りの発行に向けて取り組みます。</p>		

(4) 地産・地消による食育の推進	担当部署	学校教育課、産業振興課、学校給食センター
<p>【事業内容】 ◆地域の女性部等の協力のもと、地元で獲れた魚を使用した調理実習や、食に関する授業を行うなど学校と給食センター、関係各所が連携を図ることにより、食育への関心を高めています。給食センターでは、栄養のバランスのとれた、おいしく豊かな給食業務を実施するとともに、安心して安全な食材の確保を図るため、農協や漁協、生産者等と連携し、地産・地消を積極的に推進しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆魚を使用した調理実習を通じて学校だけでなく、関係各所との連携はできていますが、一部の関係者に留まっています。新しい生産者や食材等を発掘、地場産物の活用をより進めていくことで、地域の魅力発見となり、食育への関心を深められていくのではないかと思います。</p> <p>【今後の方向性】 ◇連携の取れている関係各所からの情報等を生かし、生産者等との連携強化を図ることで新しい食材の取り入れ、調理方法等の発見を進めます。また、学校だけでなく地域とのさらなる連携を図り、より良い学校給食の提供と食育推進に取り組めます。</p>		

基本目標6 子どもの安全の確保

子どもが犠牲となる痛ましい交通事故が発生している今日、交通事故に遭うことなく、安心・安全に生活できる環境づくりが求められています。子どもを交通事故から守るため、警察、保育園や認定こども園、学校、児童館、関係団体等との連携や協力体制の強化を図り、交通安全に関する教育をはじめ、総合的な交通事故防止対策を推進する必要があります。

また、子どもが犯罪に巻き込まれるケースも多発しており、子どもを犯罪から守ることの重要性を再認識する必要があります。子ども自身の犯罪に対する防犯意識を高めることはもちろん、対処法を身につけるとともに、地域全体で子どもの安全の確保に取り組むことが求められます。

施策（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

○子どもの交通安全を確保するため、子ども自身が交通ルールやマナーを身につけることも重要です。そこで、警察をはじめ関係機関と連携し実践型の交通安全教室を開催し、交通安全意識とマナーの向上に努めます。

(1) 交通安全教室の開催	担当部署	危機管理課
<p>【事業内容】</p> <p>◆警察の協力を得て、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、交通安全意識と交通マナーの向上を図っています。</p> <p>【現状・課題】</p> <p>◆新入生が入学後の5月ごろに、市内の全小学校で交通安全教室を開催しています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>◇交通安全の理解を深めるため、地域の実情にあった交通マナーやルールの指導、自転車の正しい乗り方等の実技講習を今後も継続して実施します。</p>		
(2) 交通安全啓発活動の推進	担当部署	危機管理課
<p>【事業内容】</p> <p>◆交通安全意識の高揚、普及を図るために、交通安全啓発活動を推進しています。</p> <p>【現状・課題】</p> <p>◆警察等の関係団体と連携し、交通安全教室や各種イベント時に啓発活動を実施しています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>◇これまでの取組を継続して実施するとともに、特に自転車交通安全については、「宿毛市自転車を活用したまちづくり計画」に示すように啓発グッズの配布やポスター掲示等により、取組を強化します。</p>		



施策（２）子どもを犯罪等から守るための活動の推進

- スクールガードリーダー等から組織した見守隊による登下校時の防犯パトロールや危機管理マニュアル作成、あいさつ・声かけ運動等、警察、保育園・認定こども園や学校等が連携し、地域で子どもの安全を守る取組の推進に努めます。
- 近年、SNS利用に端を発する犯罪に子どもが巻き込まれるケースが増加しており、利用時における注意点の啓発など、未然防止に関する取組を行います。

（１）通学時の安全確保	担当部署	学校教育課、 青少年育成センター
<p>【事業内容】 ◆登下校時の安全確保対策として、すべての新入学児童に防犯ブザーを給付するとともに、スクールガードリーダーや各学校が組織した見守隊等を中心に、通学路の危険点検や安全確保に向けた防犯パトロールの推進等、学校、地域が一体となった安全確保の取組への推進、支援を行っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆関係機関と連携し、通学路における危険箇所の把握や改善に努めています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も継続して実施します。</p>		
（２）不審者対策の実施	担当部署	学校教育課、福祉事務所、 青少年育成センター、 認定こども園
<p>【事業内容】 ◆学校等への不審者対策として、危機管理マニュアルを作成し、実際の対応をより効果的に行うために教職員への不審者対策実技講習会を行うとともに、緊急通報装置、さすまた等を学校に配備し、子どもの安全を確保しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆学校等に積極的に情報提供することにより、子どもの安全確保に努めています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も継続して実施します。</p>		
（３）街頭指導活動の推進	担当部署	学校教育課、 青少年育成センター
<p>【事業内容】 ◆安全安心なまちづくりのために、子どもを不審者等の犯罪から守り、また、子どもの問題行動を減少させるように、警察や関係団体との連携を強化して取り組んでいます。</p> <p>◆あいさつ・声かけ運動や防犯パトロール等、地域で守りあう活動を推進しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆関係機関と連携し、事業の充実に努めています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も継続して実施します。</p>		

(4) SNS問題等についての啓発活動	担当部署	学校教育課、 青少年育成センター
<p>【事業内容】</p> <p>◆子どもたちがインターネットを利用するうえで、事件やトラブルに巻き込まれないよう、要望のあった学校に出向いて「スマートフォン安全教室」を開催しています。教室では青少年育成センターが作成した教材を使い、SNS利用において必要な知識や、ゲーム遊戯時間の注意など、幅広く啓発しています。子どもたちの利用状況把握のため、利用状況に関するアンケートを毎年実施しています。</p> <p>【現状・課題】</p> <p>◆この数年は、市内ほぼすべての小中学校に出向いて開催しています。課題としては、今後オンラインゲームに関する啓発をより進めていかなければと考えます。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>◇内容をさらに充実させて、今後も継続して実施します。</p>		

基本目標7 仕事と家庭生活の調和の推進

女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加している一方で、女性は家庭、男性は仕事といった性別役割分担に対する意識や慣行はまだまだ社会で根強く残っており、引き続き男女共同参画社会の推進が求められます。

関係法制度の啓発はもとより、男性、女性を問わず、すべての人が仕事と子育てを両立できるバランスの取れた多様な働き方ができ、生涯にわたって職業生活を送ることができる環境づくりが求められます。そのため、男性と女性が互いに協力して責任を分かち合い、家庭、職場、地域等いろいろな場に積極的に参画できる職場や環境づくりの推進に努めます。

施策（1）男女共同参画社会の推進

- 男女平等に対する意識や性別による役割分担の考え方や受け止め方は、一人ひとりが育った環境や体験してきた経験の違いによりそれぞれ異なります。
- 性別に関わりなく、男女が平等に一人の人間として自分らしい生き方を選択できるよう幼児期からの意識づくりに取り組むとともに、家庭、学校、地域が互いに思いやり、一人ひとりが社会の構成メンバーとしての役割と責任を担う必要があります。

（1）家庭における人権教育の普及、啓発	担当部署	人権推進課、生涯学習課
<p>【事業内容】 ◆一人の人間としてお互いを尊重し、個性を認め合うことができるよう、広報や講演会の実施等を通じ、人権教育の普及、啓発を行っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆男女共同参画意識啓発を目的とした講演会開催や市広報紙・ホームページへの掲載等により、人権の尊重や男女平等意識を高めるための情報・資料の提供を行っています。 ◆子ども会活動では、親子で人権問題を学ぶ機会や、家族のふれあいを深めることができる体験の場を提供しています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇家庭において豊かな心や人権を尊重した態度を身につけられるよう、講演会や体験活動等及び広報活動の充実を図り、より効果的な啓発活動を推進します。</p>		

（2）DV防止対策	担当部署	人権推進課、福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆DVなど暴力防止等については、関係機関と連携を図りながら救済等に関する情報提供を行っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆DVに関する相談窓口を設置しています。特に、子どもに関わる相談については、さまざまな虐待の可能性があるため、主担当は福祉事務所となり、相談に応じて支援を実施しています。 ◆暴力防止等についての施策としては、リーフレットを配布・配置するに留まっているというのが課題です。</p> <p>【今後の方向性】 ◇DV防止等の施策については、今後関係機関と協議・検討しながら救済等に関する情報提供等に努めます。</p>		

(3) 家庭における役割分担の意識向上	担当部署	人権推進課、健康推進課、福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆家庭での役割分担を見直し、家事、子育て、介護等を家族みんなで関わっていけるよう意識啓発を図っています。</p> <p>【現状・課題】 ◆関係機関がそれぞれの事業の中で、取組を実施しており、人権推進課ではワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組を広報紙等で周知しています。 ◆母子健康手帳交付時やパパママスクール（両親学級）で、高知県版父子手帳を利用するなど、家庭での役割分担について考える機会を提供しています。 ◆今後は、男性が家事や育児等をする事への理解促進等、性別役割分担意識の固定化を防ぐ取組の強化が課題となります。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も継続して実施し、仕事と子育て等の家庭生活を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や意識啓発に努めます。</p>		
(4) 保育園、認定こども園、学校における人権教育の推進	担当部署	学校教育課、福祉事務所
<p>【事業内容】 ◆性別による不公平、不平等をなくし、個性を大事にした教育を推進しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆人権意識の高揚をはかるため、小中学校において、人権の尊重やあらゆる人権問題についての標語・作文を募集し、作品の公表・意見発表を実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 ◇今後も継続して取組を行います。</p>		
(5) 地域における人権啓発活動の推進	担当部署	人権推進課
<p>【事業内容】 ◆社会制度や慣行による従来の役割分担意識を見直すため、広報、講演会の実施等を通じ男女共同参画についての教育、啓発を進め、女性の積極的な社会参画を推進しています。</p> <p>【現状・課題】 ◆地域において、男女の役割に対する固定観念をなくすためにさらに人権教育を推進する必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 ◇地域活動における男女共同参画の推進を図るため、人権教育の推進に努め、あわせて市広報紙・ホームページや各自治会等を通じて積極的に男女共同参画に関する啓発の強化に努めます。</p>		



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画は子育てに関わるさまざまな分野の関わりが必要であることから、行政だけではなく家庭をはじめとする保育園、認定こども園、学校、地域、その他の関係機関や団体などと連携・協働することで本計画の推進に取り組んでいきます。

また、本計画の進捗状況や宿毛市の施設やサービスなどの情報を、広報媒体やインターネット、パンフレットの作成・配布などを通して、市民への周知・啓発に努めます。

2 市町村間の調整や県との連携

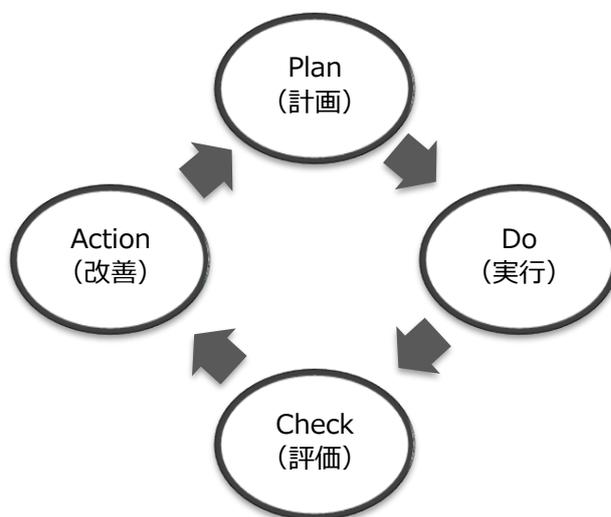
本計画に盛り込まれた事業の多くは、子ども・子育て支援法に基づくものであり、円滑な運営を図るためには子どもや保護者のニーズに応じて保育園や幼稚園・認定こども園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。

そのため、保育の広域利用や障害児の対応など市の区域を超えた広域的な供給や基盤体制が必要な場合について、周辺の市町村や高知県との調整・連携を図ります。

3 計画の評価・確認等

子ども・子育て支援に係るさまざまな施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、庁内関係各課を中心として具体的な取組の進捗状況について把握に努めるとともに、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、その結果については、「宿毛市子ども・子育て支援会議」において検証していきます。





資料編

1 策定経過

日程	議案	内容
令和6年8月28日	令和6年度 第1回子ども・子育て 支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期宿毛市子ども・子育て支援事業計画経過報告について ・「子育て支援に関するアンケート調査」の結果について ・第3期宿毛市子ども・子育て支援事業計画について
令和6年10月7日	ヒアリング調査実施 ・幡多けんみん病院 ・宿毛保育園 ・宿毛幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育事業について ・産後ケア事業について ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について
令和6年11月28日	令和6年度 第2回子ども・子育て 支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・支援事業の量の見込み及び確保方策について ・施策体系、施策展開について ・骨子案について ・パブリックコメントについて
令和7年2月25日	令和6年度 第3回子ども・子育て 支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント募集結果について ・第3期宿毛市子ども・子育て支援事業計画（素案）について



2 宿毛市子ども・子育て支援会議条例

平成25年9月20日

条例第38号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、宿毛市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 支援会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。



3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開催される会議は、市長が招集する。

(宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宿毛市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条、第3条関係）5の部民生委員推進会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て支援会議委員	日額 5,000円
---------------	-----------

3 宿毛市子ども・子育て支援会議委員名簿

令和6年度 宿毛市子ども・子育て支援会議委員

No.	組織	所属	役職・氏名
1	子どもの保護者	幼稚園保護者	宿毛幼稚園PTA 会長 田中 友香
2	〃	保育園保護者	きぼうが丘保育園保護者会 会長 鎌田 勇介
3	〃	小中学校の 保護者	宿毛市小中学校PTA 連合会 代表 勝村 伴紀
4	学識経験者	小中学校長	宿毛市小中学校校長会会長 大島小学校長 河原 隼人
5	〃	障害児関係	相談支援事業所ほしつなぎ 障害児（者）相談支援専門員 永吉 納美
6	子ども・子育て支援 事業に従事する者	幼稚園長	宿毛幼稚園長 増田 仁実
7	〃	私立保育園長	宿毛保育園長 田中 知津
8	〃	公立保育園長	公立保育園 園長会代表 三代木 眞喜
9	関係行政機関の職員	学校教育課	課長 和田 克哉
10	〃	生涯学習課	課長 中平 成也
11	〃	健康推進課	課長 松田 まなみ
12	その他市長が認める者	労働者団体 代表	宿毛市職員労働組合 執行委員長 平岡 洋助

第3期宿毛市子ども・子育て支援事業計画
令和7年3月

【発行】宿毛市 福祉事務所

〒788-8686

高知県宿毛市希望ヶ丘1番地

TEL : 0880-62-1240

FAX : 0880-62-1271